

川崎市 地震防災戦略

防災協働社会の形成と減災をめざして



KAWASAKI CITY

目 次

1	はじめに	
	(1) 国における大地震に対する戦略的な地震防災対策	1
	(2) 行政の役割と市民・企業等との協働	1
2	これまでの取組と防災戦略の位置付け	
	(1) 背景	2
	(2) 川崎市地域防災計画との関連と位置付け	2
3	新たな地震被害想定	
	(1) 新たな地震被害想定	4
	(2) 想定地震	4
	(3) 想定地震の震度分布	6
	(4) 想定地震による被害概要	7
4	川崎市地震防災戦略の対象とする地震	8
5	川崎市地震防災戦略の基本的な考え方	
	(1) 計画期間	10
	(2) 減災目標	10
	(3) 具体施策等の見直し	10
	(4) 体系	10
6	減災目標達成のための具体施策	
	【具体施策等の記載例】	12
	目標 1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》	
	施策の柱 I 耐震化の推進	
	行動計画 1 一般建築物の耐震化促進	13
	行動計画 2 学校施設の耐震化	15
	行動計画 3 公共施設等の耐震化	16
	行動計画 4 公共構造物の耐震化	18
	行動計画 5 上下水道施設の耐震化	19
	行動計画 6 造成地の耐震化	20
	施策の柱 II 消防署所等の整備	
	行動計画 7 消防署所等の整備	21
	施策の柱 III 防災住環境の整備	
	行動計画 8 地域の不燃化促進	23
	行動計画 9 身近な危険回避対策	25
	行動計画 10 交通障害の防止	27
	行動計画 11 高層住宅対策	29
	施策の柱 IV 臨海部等の安全対策	
	行動計画 12 コンビナート対策	31
	行動計画 13 液状化対策	33
	行動計画 14 長周期地震動対策の推進	35
	目標 2 地域防災力の向上《被害軽減を促進するための防災力の向上》	
	施策の柱 V 地域における防災環境の整備	
	行動計画 15 地域防災力・活動実効力の向上	37
	行動計画 16 企業防災の促進	40
	施策の柱 VI 企業等との連携強化	
	行動計画 17 企業との連携	41
	行動計画 18 ボランティアとの連携	43
	施策の柱 VII 防災意識の醸成	
	行動計画 19 地震防災に関する調査・研究の実施	44
	行動計画 20 防災教育活動の推進	45
	行動計画 21 防災研修環境の整備	46

目標3 市民生活の安定と都市復興《震災からの回復力の向上》

施策の柱	Ⅷ	行政機能の保持	
行動計画	22	行政の業務継続力の向上	48
行動計画	23	情報収集処理・広報の強化・運用	50
行動計画	24	受援体制の整備	54
施策の柱	Ⅸ	医療救護体制の整備	
行動計画	25	医療救護体制の強化・運用	55
施策の柱	X	避難対策の推進	
行動計画	26	応急危険度判定体制の整備	57
行動計画	27	空地・避難路の確保	58
行動計画	28	避難所等施設の確保	60
行動計画	29	津波対策の推進	64
行動計画	30	土砂災害避難対策等の推進	66
行動計画	31	避難所運営体制の整備	67
行動計画	32	帰宅困難者対策の推進	68
施策の柱	X I	災害時要援護者対策の推進	
行動計画	33	災害時要援護者対策の推進	70
施策の柱	X II	生活安定対策の推進	
行動計画	34	生活環境の確保	71
行動計画	35	飲料水・食料等の確保	73
行動計画	36	遺体取扱の体制確立	75
行動計画	37	廃棄物処理体制の確立	76
施策の柱	X III	都市の復興	
行動計画	38	復興に向けた取組の推進	77

1 はじめに

(1) 国における大地震に対する戦略的な地震防災対策

国の中央防災会議では、東京湾北部地震を想定地震とした被害想定を基にして、人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的目標（減災目標）等を盛り込んだ、「首都直下地震の地震防災戦略（平成 18 年 4 月）」を策定していますが、東日本大震災を踏まえて首都直下地震対策の検証を進めているところであり、各種防災計画を見直すこととしています。

(2) 行政の役割と市民・企業等との協働

川崎市地震防災戦略は、地震被害を軽減させるために行政が取り組んでいる（又は今後取り組む）施策をまとめており、目標意識を持って、計画的に推進していくこととしています。

これらの施策を強力に推進していくためには、市民・企業等の皆様の理解と協力が不可欠であり、また、市民・企業等に自主的に行動していただくことも、目標を達成するための重要な要素となります。川崎市地震防災戦略では、行政の推進する施策と関連する事項について、市民・企業等の皆様に対して地域防災への参画内容を示し、市民・企業等・行政が一丸となった防災協働社会の実現と減災をめざし、「安心快適都市」づくりを推進してまいります。



2 これまでの取組と防災戦略の位置付け

(1) 背景

川崎市は、大正 12 年の関東大震災から約 90 年間にわたり、幸い大きな地震被害を受けることなく、大都市として発展してきました。

本市が位置する関東地方南部は、地震国日本の中でも特に地震活動が活発な地域であり、国の中央防災会議によると、今後 30 年以内に M7 クラスの大地震が発生する切迫性が高いとされています。

このため、川崎市では、平成 21 年度の地震被害想定調査結果を基に、市域に大規模な被害をもたらす川崎市直下の地震による人的被害及び直接経済被害に対する減災目標と目標達成に向けた具体的施策を取りまとめた「川崎市地震防災戦略」を平成 23 年 3 月に策定しています。

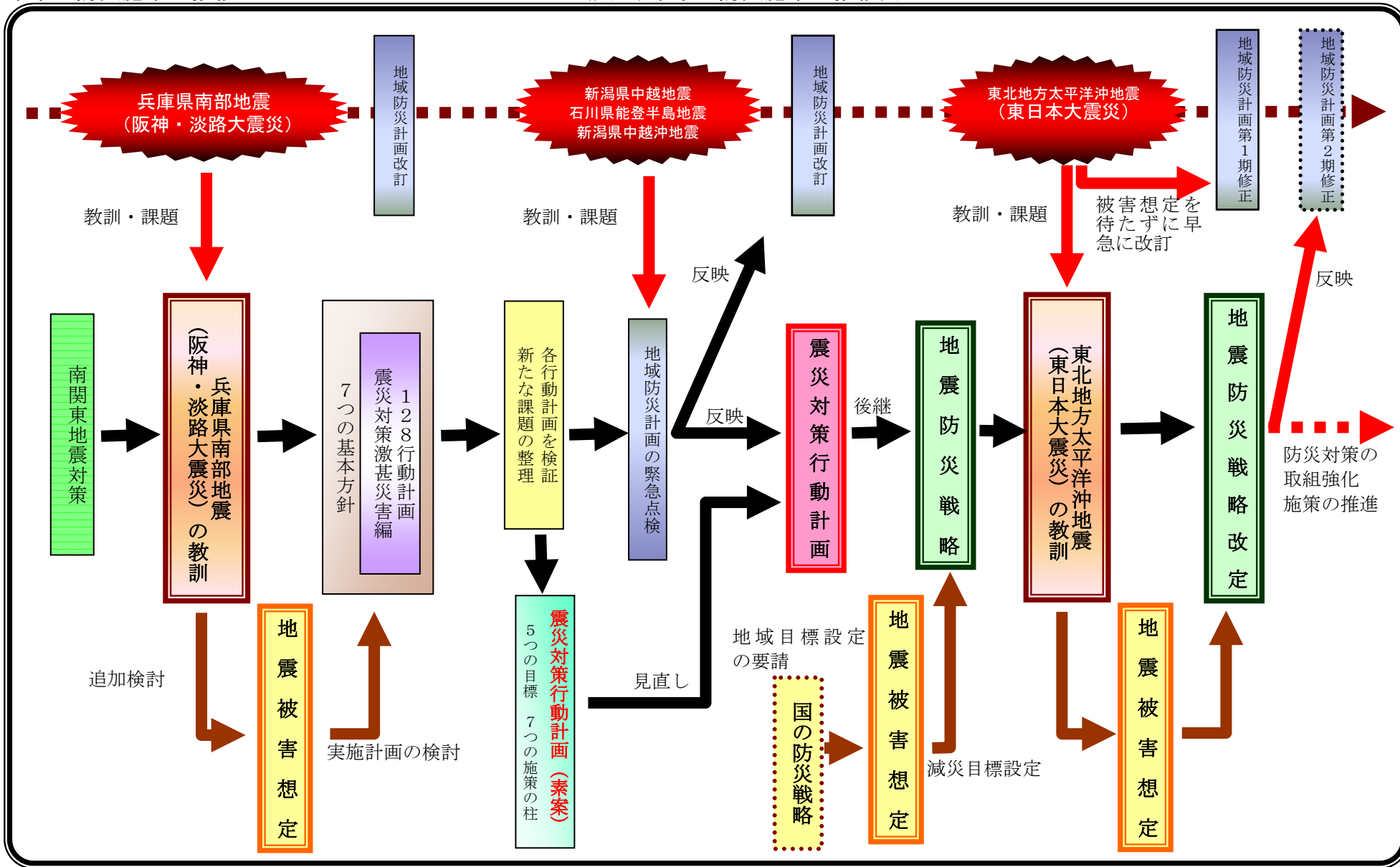
しかし、策定と同時期の平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したことから、この地震の教訓や新たな地震被害想定調査結果などを踏まえて、地震防災戦略に掲げる施策の充実・強化や、津波被害、帰宅困難者など、新たな課題に対する対策を推進するため、地震防災戦略を改定いたしました。

(2) 川崎市地域防災計画との関連と位置付け

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 236 号）の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画であり、市域の災害予防、災害応急対策、復旧・復興等を、総合的に示すもので、本市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

これに対し、川崎市地震防災戦略は、地域防災計画の実効性を高め、減災目標を達成するための施策を実施・推進する計画（実行計画）と位置付けています。

(図1)本市の防災施策の推移図



3 新たな地震被害想定

(1) 新たな地震被害想定

地震防災戦略などを見直すにあたり、その基礎となる地震被害想定調査を新たに実施しました。

調査は、学識経験者で構成する川崎市防災対策検討委員会^{(*)1}に設置した東日本大震災対策検討部会^{(*)2}において、最新の科学的知見に基づき、東日本大震災で得た教訓を踏まえてとりまとめています。

また、津波被害については、神奈川県調査において本市に最大の津波高をもたらす地震の津波浸水予測図に基づき想定しています。

(*)1 川崎市防災対策検討委員会は、川崎市防災会議条例に基づき設置された、防災に関する調査・研究を行うための専門組織です。

(*)2 地震、火災など各分野での専門的な意見を取り入れるため、東日本大震災対策検討部会として8名の学識経験者らにより構成し、議論を行ってきました。

(2) 想定地震

今回の被害想定調査においては、川崎市直下の地震及び元禄型関東地震の2地震を想定地震として選定し、津波被害想定調査においては、神奈川県による慶長型地震を選定しました。

【川崎市直下の地震】

川崎市に最大の被害をもたらす地震として川崎市直下の地震を想定しました。最新の科学的知見を基にした地盤モデルを設定し、地震規模については、平成21年度の地震被害想定調査と同様に、東京湾北部地震の想定最大規模であるマグニチュード7.3としています。

(最新の科学的知見により、地震が起こる地盤モデルが前回と比較して深くなっています。このため、想定震度が前回よりもやや小さく、建物被害や人的被害も少なく想定されています。しかし、各種防災計画の見直しにあたっては、安全性を考慮し、被害の大きい被害想定調査結果に基づいて見直しています。)

【元禄型関東地震】

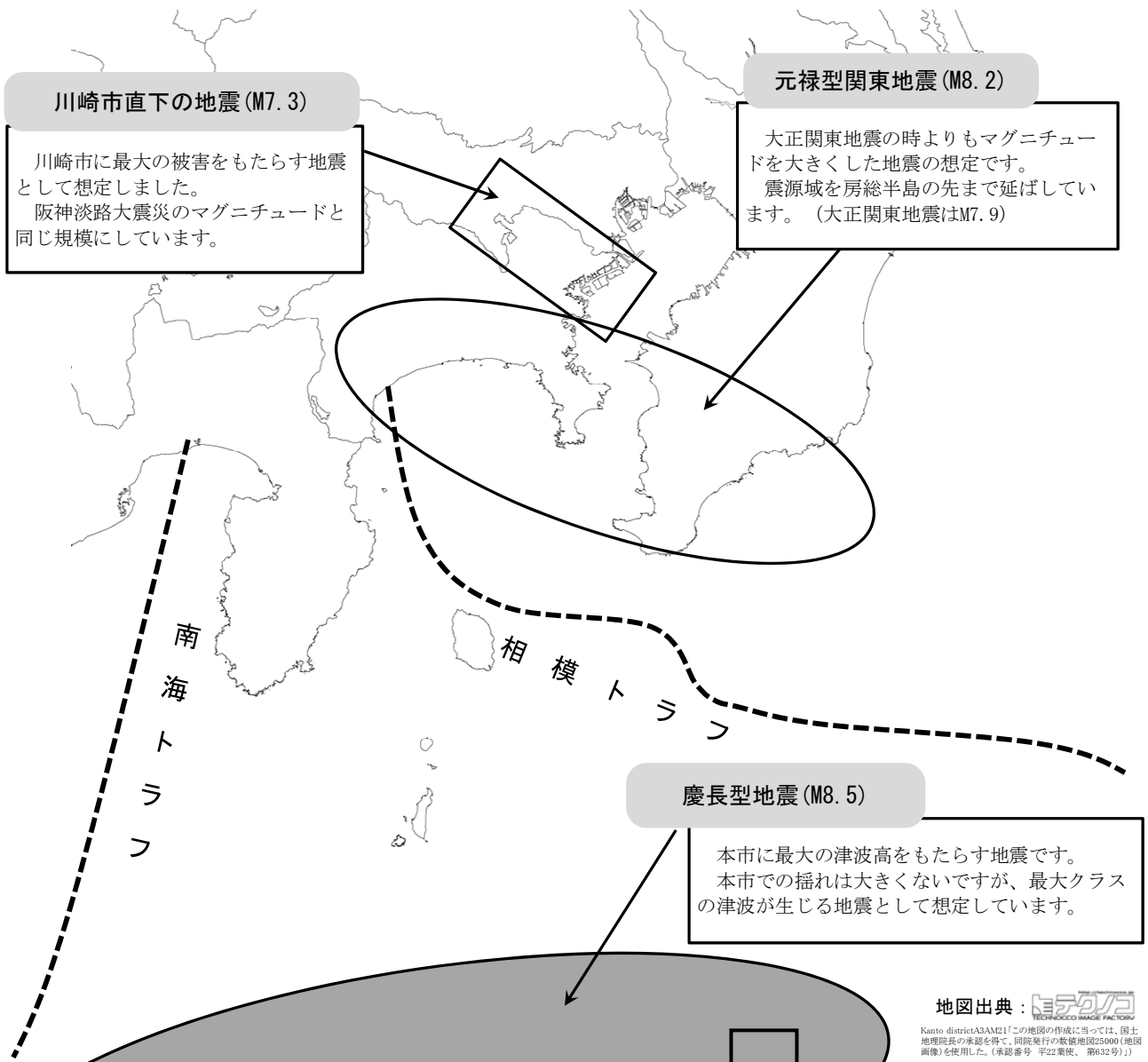
大正関東地震(マグニチュード7.9)がマグニチュード8クラスの地震として発生した場合の地震として元禄型関東地震を想定しました。これは相模トラフ沿いを震源とした海溝型地震として設定し、地震規模については、東京都の地震被害想定でも採用した最新の震源モデルから、マグニチュード8.2としています。

平均発生間隔が2,300年程度であり、今後30年以内に同様の地震が発生する確率はほぼ0%と推定していますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、発生頻度が低い場合であっても大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、川崎市でこれまで未調査だった地震を選びました。

【慶長型地震】

川崎市に最大の津波被害をもたらす地震として慶長型地震を想定しました。これは、神奈川県が平成24年3月に公表した12の津波浸水予測の中から、本市において最大の被害をもたらす津波地震の想定であるとして選定しました。

(図2) 想定地震の震源域イメージ図

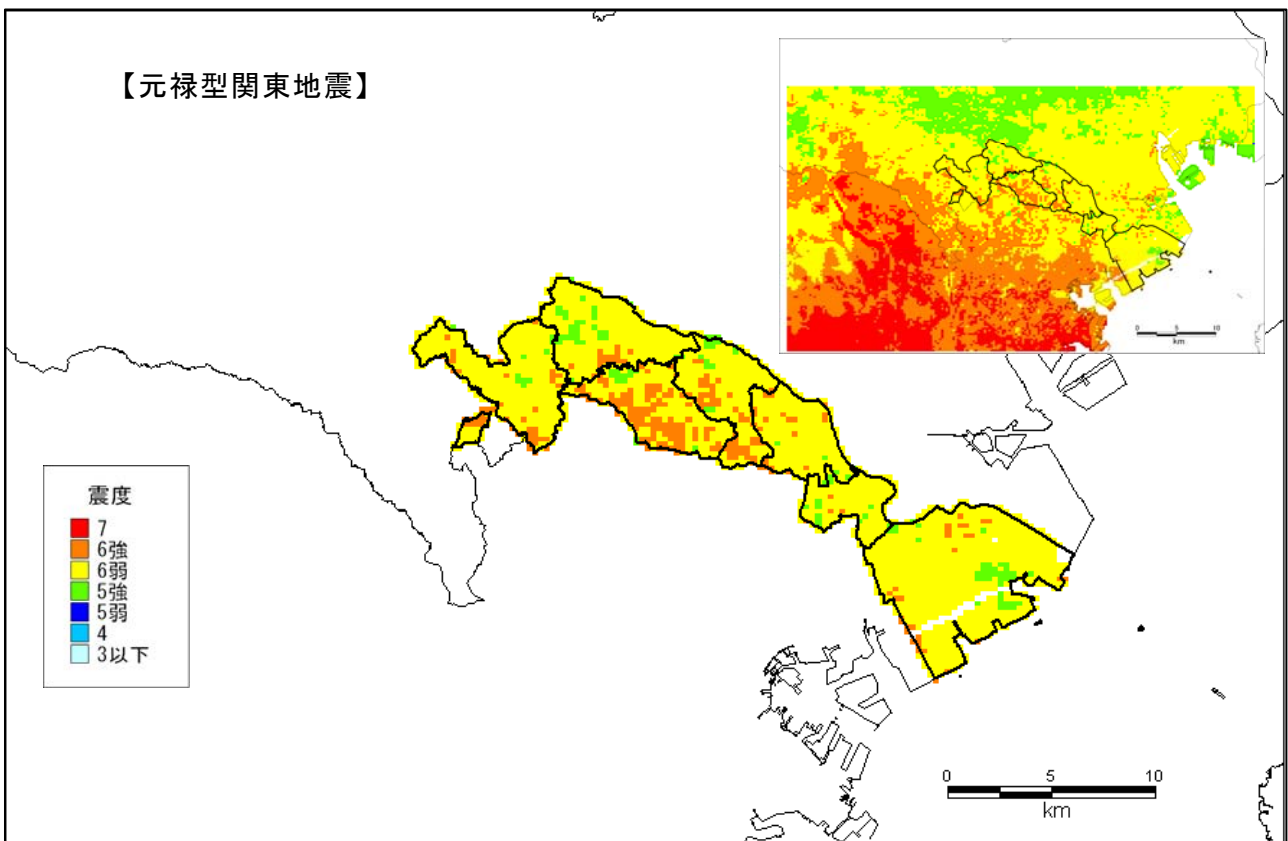
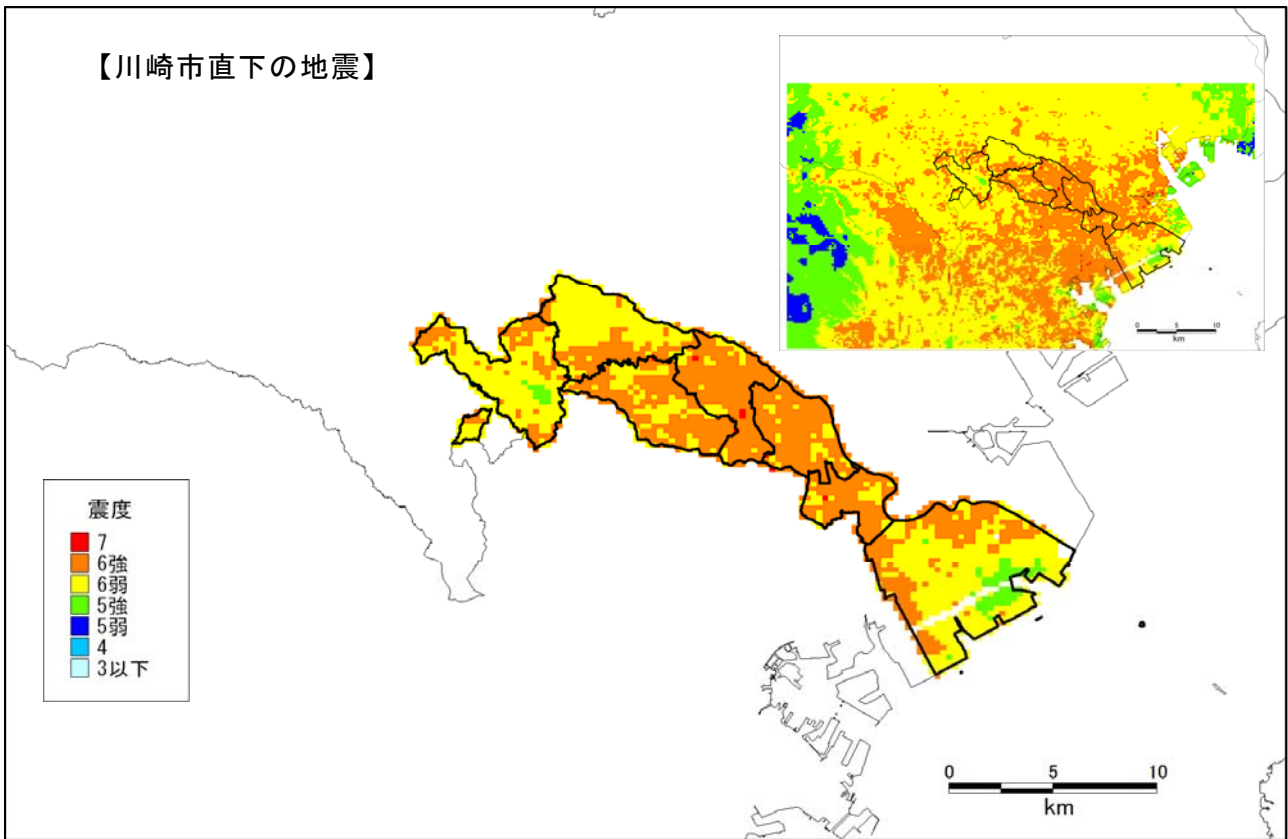


地図出典： Kanto district A3AM21「この地図の作成に当たっては、国土地理院との承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を使用した。(承認番号 平22業使、第632号)」



(3) 想定地震の震度分布

(図3) 川崎市及び周辺地域における震度分布



(4) 想定地震による被害概要

(表1) 想定地震の揺れの特徴と被害想定の概況

川崎市直下の地震	市内の広範囲で震度6強が想定され、その他の地域もほとんどが震度6弱となる。幸区や高津区の一部の地点で震度7となる。(前回調査では中原区、高津区及び宮前区の一部の地点で震度7が想定された。)
元禄型関東地震	市内のほぼ全域が震度6弱となり、宮前区を中心に震度6強の地域が出る。

川崎市地震被害想定調査結果まとめ(川崎市内、冬の18時の場合)

種別	被害項目	単位	川崎市直下の地震(H24)	川崎市直下の地震(H21)	元禄型関東地震	
建物被害	全壊(津波を除く)	(棟)	22,329	33,861	7,947	
	半壊(津波を除く)	(棟)	49,798	56,701	29,491	
	津波	全壊	(棟)	-	-	0
		半壊	(棟)	-	-	5,528
浸水		(棟)	-	-	8,122	
地震火災	出火	(件)	243	247	87	
	延焼による焼失棟数	(棟)	16,395	17,372	5,801	
人的被害	死者(津波を除く)	(人)	819	1,143	301	
	重軽傷者(津波を除く)	(人)	15,822	18,975	6,819	
	津波による死者(避難しない場合)	(人)	-	-	114	
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	351,337	414,852	207,655
	下水道	直後支障	(世帯)	276,022	263,404	102,075
	通信	一般回線電話不通	(台)	129,450	175,934	61,058
	電力	直後停電	(件)	399,050	329,661	357,291
	都市ガス供給停止			49%~100%	76%	22%~35%
	LPガス供給停止		(件)	955	1,060	216
交通等	道路橋	大規模損傷	(橋)	0/85	7/83	0/85
		中規模損傷	(橋)	83/85	75/83	65/85
		軽微な被害	(橋)	2/85	1/83	20/85
	修復を要する港湾岸壁		(バース)	17/27	※14/27	19/27
生活支障等	避難所への(1~3日後)		(人)	361,077	414,715	182,888
	避難者(28日後)		(人)	162,472	204,708	60,590
	主要駅での駅前滞留者	私用等外出者	(人)	34,616	-	34,616
		就業者、学生	(人)	101,002	-	101,002
	建物被害による直接被害額		(億円)	32,041	44,142	18,403
	直接経済被害額		(億円)	40,336	53,067	26,444

※復旧に長期間を要するバースのみ

慶長型地震による津波被害

種別	被害項目	単位	被害数
建物被害	全壊	(棟)	8
	半壊(50cm以上浸水)	(棟)	10,025
	浸水(50cm未満浸水)	(棟)	4,617
人的被害	死者(*)	(人)	5,816
生活支障等	建物被害による直接経済被害額	(億円)	9,510

* 避難しない場合

4 川崎市地震防災戦略の対象とする地震

平成 24 年度の新たな地震被害想定調査の地盤モデルは、最新の知見により、平成 21 年度調査の地盤モデルよりもフィリピン海プレート上面の位置が深くなっているため、平成 21 年度調査より被害が軽減する傾向にあります。

このため、川崎市地震防災戦略における想定地震は、安全性を考慮して、平成 21 年度調査と平成 24 年度調査と比較して、被害項目毎に被害が大きい調査結果に基づき、地震防災戦略の施策を見直しました。

また、津波被害は、本市において最大の浸水域・浸水深を予測した神奈川県が行った「慶長型地震」の津波による被害結果に基づき、津波対策（ソフト対策）を検討しました。

(表2) 川崎市地震防災戦略用被害見積り(川崎市内、冬18時の場合)

川崎市地震防災戦略用被害見積り(川崎市内、冬の18時の場合)

種別	被害項目		単位	根拠とする被害数
建物被害	揺れによる被害 (構造基準被害)	大破	(棟)	12,271
		中破	(棟)	14,326
	揺れによる被害 (自治体基準被害)	全壊	(棟)	32,942
		半壊	(棟)	54,707
	液状化による被害	全壊	(棟)	640
		半壊	(棟)	1,343
	急傾斜地崩壊による被害	全壊	(棟)	279
		半壊	(棟)	651
	津波による被害(※)	全壊	(棟)	8
		半壊	(棟)	10,025
浸水		(棟)	4,617	
建物被害 合計 (津波を除く)	全壊	(棟)	33,861	
	半壊	(棟)	56,701	
地震火災	出火	(件)	247	
	延焼による焼失棟数	(棟)	17,372	
人的被害	揺れによる被害	死者	(人)	826
		重軽傷者	(人)	12,653
	急傾斜地崩壊による被害	死者	(人)	11
		重軽傷者	(人)	219
	屋外落下物による被害	死者	(人)	2
		重軽傷者	(人)	125
	家具転倒による被害	死者	(人)	22
		重軽傷者	(人)	299
	ブロック塀倒壊による被害	死者	(人)	20
		負傷者	(人)	685
火災による被害	死者	(人)	263	
	重軽傷者	(人)	5,023	
津波による被害(※)	死者	(人)	(避難しない場合)5,816	
人的被害 合計 (津波を除く)	死者	(人)	1,143	
	重軽傷者	(人)	18,975	
ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	414,852
		7日後断水	(世帯)	346,747
		10日後断水	(世帯)	270,117
		14日後断水	(世帯)	167,845
		21日後断水	(世帯)	69,066
		28日後断水	(世帯)	0
	下水道	直後支障(1~8日後)	(世帯)	276,022
		(H21のみ7日後支障)	(世帯)	-
		11日後支障	(世帯)	238,950
		15日後支障	(世帯)	172,881
		18日後支障	(世帯)	108,403
		22日後支障	(世帯)	38,033
		29日後支障	(世帯)	9
		36日後支障	(世帯)	0
	一般回線電話不通	(台)	175,934	
	電力	直後停電	(件)	399,050
		1日後停電	(件)	399,050
		2日後停電	(件)	363,906
		3日後停電	(件)	45,316
4日後停電		(件)	2,716	
5日後停電		(件)	0	
都市ガス供給停止		49%~100%		
LPガス供給停止	(件)	1,060		
交通等	道路橋	大規模損傷	(橋)	7/83
		中規模損傷	(橋)	75/83
		軽微な被害	(橋)	1/83
	修復を要する港湾岸壁	(バース)	17/27	
生活支障等	避難所への避難者 (*)	(1~3日後)	(人)	414,715
		(28日後)	(人)	204,708
	災害廃棄物発生量	(千トン)	3,696	
	自力脱出困難者	(人)	607	
	主要駅での滞留者(私用等外出者)	(人)	34,616	
	主要駅での滞留者(就業者・学生)	(人)	101,002	
	建物被害による直接経済被害額	(億円)	44,142	
直接経済被害額	(億円)	53,067		

網かけの項目は今回の想定による被害数です。

(※)「津波による被害」は今回想定「慶長型地震」による被害です。

(*)「避難所への避難者」は各区ごとに避難者数の大きい想定を採用し、全市で合算したものです。

5 川崎市地震防災戦略の基本的な考え方

(1) 計画期間

本市の防災戦略は、平成 27 年度までを計画期間としています。

終了の時期は、国及び神奈川県地震防災戦略における最終年度に合わせました。

(2) 減災目標

本市では、表 3 のとおり減災目標を掲げました。

(表 3) 川崎市地震防災戦略における目標

項目	目標
死者	計画期間（平成 27 年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される死者数の 4 割減を目標とします。 約 1,140 人 ⇒ 約 690 人
直接経済被害	計画期間（平成 27 年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される経済被害の 3 割減を目標とします。 約 5.3 兆円 ⇒ 約 3.8 兆円
津波被害	慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とします。 約 5,820 人 ⇒ 0 人

* 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1 津波）に対しては、海岸保全施設の整備等津波対策（ハード対策）により、市街地への侵入を防ぐものとします。

* 上記以外に、事業推進や防災教育等により得られる減災効果も、個別に項目を掲げ考慮しています。

(3) 具体施策等の見直し

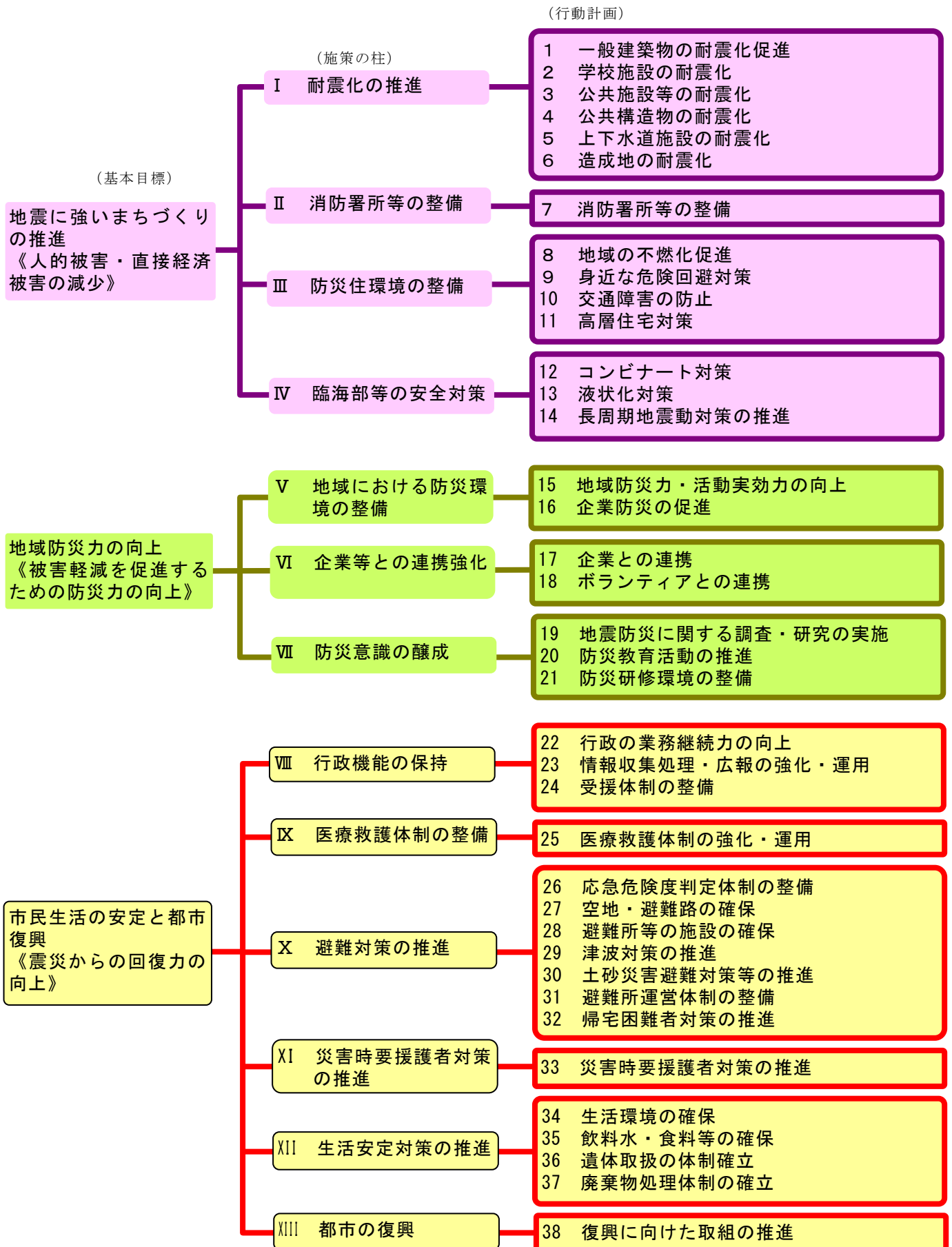
計画期間内における各施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図っていくものとします。

(4) 体系

川崎市地震防災戦略の体系は、次ページのとおり第 1 階層から第 3 階層までとなっています。

体系における第 1 階層を基本目標とし、第 2 階層に目標を達成するための施策の柱、第 3 階層に行動計画を示しています。

(図4) 川崎市地震防災戦略の体系



6 減災目標達成のための具体施策

【具体施策等の記載例】

目標1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》

施策の柱 I 耐震化の推進

行動計画1 一般建築物の耐震化促進	
<p>阪神・淡路大震災では、亡くなった方のうち約8割が自ら居住する住宅等の倒壊が原因となっています。本市における被害想定調査でも、死者約1,140人のうち、最大で約8割にあたる800人以上が、建物の被害によるものと想定されます。</p> <p>そこで、死者数（亡くなる方）を減少させる対策として、建物の耐震化が最も効果的であることから、木造住宅や分譲マンション等の耐震化を促進します。…①</p>	
1	<p>民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化…②</p> <p>所管：まちづくり局…③</p> <p>大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。…④</p> <p>取組状況 (H23) ・木造住宅耐震診断士派遣制度及び木造住宅耐震改修助成制度を実施しています。…⑤</p> <p>目標 木造住宅の耐震診断士の派遣や耐震改修工事の助成を行うとともに、マンションの耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成27年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率90%を目標とします。…⑥</p>

《施策の効果》…⑦

- ◆耐震化率向上による死者数の減少（現状は「川崎市耐震改修促進計画」策定時点の数値）
 - ・民間の木造戸建、共同住宅等耐震化率 現状 82.4%→目標 90%
 - ・民間の特定建築物耐震化率 現状 85%→目標 90%
- 建物被害の減少による経済被害の抑制
 - 生活機能の保全による早期の都市（経済）復興
 - 瓦礫等の災害廃棄物の減少
 - 避難者数の減少

《市民・企業等との協働》…⑧

☆市民・企業等は、個人・家庭、地域、事業所単位で、建物の耐震化が地震防災にどれだけ有効であるかを学習・認識し、対策に努めてください。

- ① 行動計画の概要
- ② 具体施策の事業名
- ③ 具体施策の所管局（区）名
- ④ 具体施策の概要
- ⑤ 平成23年度末までの取組状況（新たに取り組む事業については記載していません。）
- ⑥ 計画期間における具体施策の目標（取組）
- ⑦ 行動計画ごとの具体施策の効果
 - 《凡例》
 - ・◆…人的被害の減少効果に関する項目
 - ・■…経済被害の減少効果に関する項目
 - ・○…その他定性的な効果に関する項目
- ⑧ 防災協働社会の実現に向け、市民・企業等の皆様に実施していただきたい地域防災への参画内容

目標 1 地震に強いまちづくりの推進《人的被害・直接経済被害の減少》

施策の柱 I 耐震化の推進

行動計画 1 一般建築物の耐震化促進	
<p>阪神・淡路大震災では、亡くなった方のうち約 8 割が自ら居住する住宅等の倒壊が原因となっています。</p> <p>本市における被害想定調査でも、死者約 1,140 人のうち、最大で約 8 割にあたる 800 人以上が、建物の被害によるものと想定されます。</p> <p>そこで、死者数（亡くなる方）を減少させる対策として、建物の耐震化が最も効果的であることから、木造住宅や分譲マンション等の耐震化を促進します。</p>	
1	<p>民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化 所管：まちづくり局</p> <p>大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。</p> <p>取組状況 (H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断士派遣制度及び木造住宅耐震改修助成制度を実施しています。 ・木造住宅耐震改修助成制度について、助成額、補助率等の助成内容の拡充や、非課税世帯向けの区分の新設を行いました。また、平成 24 年度には、対象建築物を拡大し、賃貸住宅を対象とします。 ・分譲マンションの予備診断について、助成制度から全額市負担の委託に改め、従来、合意形成が困難な管理組合の総会決議が必要だったものを、理事会決議で申請が可能となるよう要件を緩和し、マンションの耐震化を推進しています。 ・川崎市まちづくり公社の「マンション管理相談」を通じ、共同住宅（分譲マンション）の耐震化に係る普及・啓発を行っています。また、9月の防災月間に合わせ、「マンション管理基礎セミナー」及び「住まいまちづくり講習会」を開催し、耐震化について一層の普及・啓発に努めていきます。 <p>目 標</p> <p>木造住宅の耐震診断士の派遣や耐震改修工事の助成を行うとともに、マンションの耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、「川崎市耐震改修促進計画(*)」の目標年度である平成 27 年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率 90%を目標とします。</p> <p>また、マンションの予備診断の無料実施などにより、マンションの耐震化をさらに促進します。</p>
2	<p>民間の特定建築物の耐震化 所管：まちづくり局</p> <p>大地震等の発生による民間の特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断や設計・改修工事等にかかった費用の一部を助成します。さらに、本市独自の助成制度により、小規模の福祉施設等についても耐震化を促進します。</p> <p>取組状況 (H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物耐震改修等事業助成制度を実施しており、耐震改修工事等にかかる費用の一部を助成し、耐震化を促進しています。また、平成 24 年 7 月から、福祉施設等について助成内容を拡充します。 ・特定建築物の規模未満の福祉施設等についても、平成 24 年 7 月から耐震改修等助成制度を設立します。 <p>目 標</p> <p>耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の助成を行い、「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成 27 年度までに、特定建築物の耐震化率 90%を目標とします。</p>
3	<p>既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究【No.81 再掲】 所管：危機管理室 まちづくり局</p> <p>自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。</p> <p>取組状況 (H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市の状況等を検証し、適宜制度の改正を行うとともに、制度の利用促進を図っています。 <p>目 標</p> <p>既存制度の効果的な利用促進等を図るとともに、既存不適格建物の耐震化に向けた取組を進めます。</p>

(*)参照 <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-5-1-1-0-0-0-0.html>

《施策の効果》

◆耐震化率向上による死者数の減少（現状は「川崎市耐震改修促進計画」策定時点の数値）

- ・民間の木造戸建、共同住宅等耐震化率 現状 82.4%→目標 90%
- ・民間の特定建築物耐震化率 現状 85%→目標 90%

■建物被害の減少による経済被害の抑制

- 生活機能の保全による早期の都市（経済）復興
- 瓦礫等の災害廃棄物の減少
- 避難者数の減少

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、個人・家庭、地域、事業所単位で、建物の耐震化が地震防災にどれだけ有効であるかを学習・認識し、対策に努めてください。

☆市民・企業等は、自らの命、家族・居住者の命、従業員の命を守るため、所有する建物の耐震化を実施してください。

行動計画 2 学校施設の耐震化

学校施設の耐震性は、多くの児童・生徒の安全ばかりでなく、周辺地域の市民生活にも影響します。

そこで、全市立学校の耐震性を確保し、児童・生徒の安全を確保します。

4	市立学校の耐震化 【関連施策：No.116】	所管：教育委員会
<p>市立小中学校 164 校（533 棟）のうち、耐震診断の結果、耐震補強で十分な効果が得られると判断された 86 校（179 棟）については、既に工事を完了しています。</p> <p>耐震補強だけでは十分な効果が得られないと判断された小中学校のうち 2 校、また、市立高等学校 1 校及び特別支援学校 1 校については、改築又は大規模改修の手法による耐震化を進めます。</p>		
取組状況 (H23)	<p>市立学校の耐震化率 平成 22 年 12 月現在→平成 24 年 4 月 1 日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 95.1% (329 棟/346 棟) →99.4%(339 棟/341 棟) ・中学校 98.4% (187 棟/190 棟) →100 % (192 棟/192 棟) ・高等学校 79.2% (19 棟/24 棟) →100 % (21 棟/21 棟) ・特別支援学校 88.9% (8 棟/9 棟) →88.9%(8 棟/9 棟) 	
目 標	天井材、照明やバスケットゴール等の非構造部材の耐震化を図ります。	

《施策の効果》

- ◆児童・生徒や教員の安全確保
- 被災者のための避難所機能の保全
- 学校の早期再開

行動計画 3 公共施設等の耐震化		
<p>公共施設等には、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された建物が存在し、耐震性を確保していない建物もあります。</p> <p>大地震等の発生時における応急活動拠点、地域の防災拠点としての機能確保や、市民の安全を確保するため、計画的に耐震化を推進します。</p>		
5	公共建築物（庁舎・区役所等）の耐震化	所管：まちづくり局 総務局 総合企画局
<p>旧耐震基準で建築された建物（平成 18 年現在 2,320 棟）のうち、耐震改修促進法の規定に基づく特定建築物及び川崎市地域防災計画に定める地震防災上重要となる建築物（492 棟）について、耐震診断を実施しました。その結果、耐震対策が必要と判断された施設（53 棟）については、安全性を確保するため、「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、補強工事等の耐震対策を実施します。</p>		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、補強工事等の耐震対策を実施しています。 本庁舎及び第2庁舎の耐震化については、本庁舎等耐震対策検討委員会を設置し、検討を進めています。 	
目 標	<p>耐震対策実施計画に基づき、公共建築物の耐震対策を実施します。本庁舎及び第2庁舎の耐震化については、当面の安全確保・機能維持のための取組を進めるとともに、耐震対策の基本構想を策定します。</p>	
6	市立病院の耐震化 【関連施策：No.120】	所管：病院局
<p>市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震（免震）構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、早急な対策を必要としています。</p> <p>このため、平成 21 年 8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しています。</p>		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 1 月に免震構造の井田病院新病棟の一部が完成しました。（全面完成は平成 26 年度予定） 	
目 標	<p>平成 26 年度の全面完成に向け、老朽化した市立井田病院の再編整備を行います。</p>	
7	社会福祉施設の耐震化 【関連施策：No.121】	所管：健康福祉局 市民・子ども局 各区役所
<p>社会福祉施設である老人いこいの家（49 棟）は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。</p> <p>また、児童厚生施設である子ども文化センター（58 施設）は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。</p> <p>また、民間の社会福祉施設の耐震化についての検討も併せて進めます。</p>		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 野川老人いこいの家については、平成 23 年度に耐震補強工事を実施し、対応が完了しました。 また、浜町老人いこいの家については、平成 22 年度に行った耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、対応について調整を図っているところです。 耐震診断を行い、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。また、平成 22 年度に菅生子ども文化センター、平成 23 年度に玉川子ども文化センターについて、建替えを完了しています。日進町子ども文化センターについては、平成 26 年 4 月オープンに向け、再編整備を行っています。 また、民間の社会福祉施設等の耐震化についても検討し、対応を進めています。 	

	目標	浜町老人いこいの家については、平成22年度に行った耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、対応について調整を図っていきます。 また、日進町こども文化センターの再整備を推進します。
8	競輪場の耐震化 【関連施策：No.122】	所管：経済労働局
		広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。
	取組状況 (H23)	・広域避難場所である川崎競輪場について、防災機能を拡充します。 ・川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。 ・再整備に伴い新改築する西側新施設及び新選手管理棟については、避難所のバックアップ機能として防災機能を確保します。
	目標	川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。既存メインスタンドについては、当初平成27年度末の耐震化完了を見込んでいましたが、東日本大震災の発生を受け、耐震完了時期を可能な限り早めます。
9	卸売市場（南部・北部）の耐震化	所管：経済労働局
		食料の確保とその供給拠点となる北部市場の耐震補強を推進します。 ※南部市場については、平成22年度に耐震工事を完了しました。
	取組状況 (H23)	・北部市場について、平成24年度、管理事務所棟の耐震補強工事を実施します。平成25年度青果棟耐震補強実施設計及び東西ランプウェイ等の耐震診断を実施します。
	目標	「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、耐震対策を実施します。
10	消防署所・消防団器具置場等の整備 【関連施策：No.18】	所管：消防局
		臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。
	取組状況 (H23)	・臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備が完了しました。栗木出張所の新築工事、柿生出張所の改築工事及び築40年を経過し優先順位の高い老朽化した消防出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、耐震診断により改修が必要となった消防団器具置場の改修を推進しています。
	目標	老朽化した柿生出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、優先順位の高い老朽化した消防出張所の整備を推進します。
11	町内会・自治会会館の耐震化 【No.69 再掲】	所管：市民・こども局
		地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、旧耐震基準で建設された木造の会館（81棟）に対し、耐震診断士の派遣による耐震診断や耐震改修費補助などの支援を行い、施設の耐震化を図ります。
	取組状況 (H23)	・耐震診断士派遣事業：58棟実施 ・耐震設計・改修補助事業：9棟実施
	目標	耐震診断結果により、改修が必要となった町内会・自治会会館の改修を促進します。

《施策の効果》

- ◆ 児童、高齢者等施設利用者の安全確保
- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 庁舎等の耐震化による行政機能の保持
- 消防署所等の耐震化による消防力（災害対応力）の保持
- 医療機能の保持
- 自治活動の保全と避難対策

行動計画 4 公共構造物の耐震化									
<p>日常生活や経済活動を支える社会基盤施設である、道路、橋りょう、港湾、水道、下水道などの公共構造物が大地震等の発生により機能を失った場合、応急対策に支障があるばかりでなく、市民生活や経済活動への影響も計り知れません。</p> <p>そのため、市民生活の安定、早期復興の観点から、被害を未然に防止、あるいは最小限に抑えるため、重要な公共構造物の耐震化を推進します。</p>									
12	<table border="1"> <tr> <td>橋りょうの耐震化 【関連施策：No.34】</td> <td>所管：建設緑政局</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて改訂された基準に基づき、緊急輸送路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など 124 橋りょうについて耐震性の向上を図り、地震災害に強いまちづくりに努めます。</p> <p>※緊急輸送路上の「歩道橋」(90 橋)については、耐震対策を完了しています。</p> </td> </tr> <tr> <td>取組状況 (H23)</td> <td>・平成 23 年度末現在、124 橋のうち100 橋の耐震対策が完了しました。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>橋りょうについては、耐震対策等橋りょう整備事業に基づき、引き続き、耐震対策に努めます。</td> </tr> </table>	橋りょうの耐震化 【関連施策：No.34】	所管：建設緑政局	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて改訂された基準に基づき、緊急輸送路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など 124 橋りょうについて耐震性の向上を図り、地震災害に強いまちづくりに努めます。</p> <p>※緊急輸送路上の「歩道橋」(90 橋)については、耐震対策を完了しています。</p>		取組状況 (H23)	・平成 23 年度末現在、124 橋のうち100 橋の耐震対策が完了しました。	目 標	橋りょうについては、耐震対策等橋りょう整備事業に基づき、引き続き、耐震対策に努めます。
橋りょうの耐震化 【関連施策：No.34】	所管：建設緑政局								
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて改訂された基準に基づき、緊急輸送路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など 124 橋りょうについて耐震性の向上を図り、地震災害に強いまちづくりに努めます。</p> <p>※緊急輸送路上の「歩道橋」(90 橋)については、耐震対策を完了しています。</p>									
取組状況 (H23)	・平成 23 年度末現在、124 橋のうち100 橋の耐震対策が完了しました。								
目 標	橋りょうについては、耐震対策等橋りょう整備事業に基づき、引き続き、耐震対策に努めます。								
13	<table border="1"> <tr> <td>港湾施設の耐震化 【関連施策：No.54】</td> <td>所管：港湾局</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>港湾計画に基づき、避難あるいは応急復旧時の物資搬入の基地として、千鳥町7号係船棧橋の耐震補強や、耐震強化岸壁である東扇島コンテナ2号岸壁を整備することで大地震等の発生後も広域的な物流を確保するとともに、市民生活や経済活動を支えていきます。</p> <p>また、川崎市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルについては、トンネル本体の液状化対策が完了し、引き続き本体のせん断補強や換気棟補修等の耐震化を推進します。</p> </td> </tr> <tr> <td>取組状況 (H23)</td> <td>・川崎港海底トンネル本体の耐震補強を引き続き実施していくとともに、人道・共同溝の耐震補強の必要性について検討を行っています。千鳥町7号係船棧橋の耐震化に向けた調査・検討を行えるよう予算の確保に努めています。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>千鳥町7号係船棧橋の耐震補強及び、災害時における川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策を推進します。</td> </tr> </table>	港湾施設の耐震化 【関連施策：No.54】	所管：港湾局	<p>港湾計画に基づき、避難あるいは応急復旧時の物資搬入の基地として、千鳥町7号係船棧橋の耐震補強や、耐震強化岸壁である東扇島コンテナ2号岸壁を整備することで大地震等の発生後も広域的な物流を確保するとともに、市民生活や経済活動を支えていきます。</p> <p>また、川崎市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルについては、トンネル本体の液状化対策が完了し、引き続き本体のせん断補強や換気棟補修等の耐震化を推進します。</p>		取組状況 (H23)	・川崎港海底トンネル本体の耐震補強を引き続き実施していくとともに、人道・共同溝の耐震補強の必要性について検討を行っています。千鳥町7号係船棧橋の耐震化に向けた調査・検討を行えるよう予算の確保に努めています。	目 標	千鳥町7号係船棧橋の耐震補強及び、災害時における川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策を推進します。
港湾施設の耐震化 【関連施策：No.54】	所管：港湾局								
<p>港湾計画に基づき、避難あるいは応急復旧時の物資搬入の基地として、千鳥町7号係船棧橋の耐震補強や、耐震強化岸壁である東扇島コンテナ2号岸壁を整備することで大地震等の発生後も広域的な物流を確保するとともに、市民生活や経済活動を支えていきます。</p> <p>また、川崎市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルについては、トンネル本体の液状化対策が完了し、引き続き本体のせん断補強や換気棟補修等の耐震化を推進します。</p>									
取組状況 (H23)	・川崎港海底トンネル本体の耐震補強を引き続き実施していくとともに、人道・共同溝の耐震補強の必要性について検討を行っています。千鳥町7号係船棧橋の耐震化に向けた調査・検討を行えるよう予算の確保に努めています。								
目 標	千鳥町7号係船棧橋の耐震補強及び、災害時における川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策を推進します。								

《施策の効果》

- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 物流機能の保持

行動計画5 上下水道施設の耐震化

過去の地震災害を見ても、水道施設の被害や下水道機能の障害は、市民生活に大きな影響を及ぼすばかりでなく、経済活動への影響や、その後の都市復興の遅滞を招きます。

そのため、日常生活を営む上で欠かすことのできないライフライン機能のうち、本市が所管する上下水道の機能保全対策を推進します。

14	水道施設の耐震化	所管：上下水道局
	東日本大震災を踏まえ「10ヵ年施設整備計画」を見直し、基幹施設の耐震補強、耐震性の低い管路の更新、自家発電設備の設置、応急給水拠点の整備、重要施設への耐震管路整備等を行うことにより、大地震発生時の各施設が受ける被害の軽減及び安全な施設の構築を図ります。	
	取組状況 (H23)	・「再構築計画」・「10ヵ年施設整備計画」に基づき、長沢浄水場第1期工事や細山送水ポンプ施設、生田浄水場送水ポンプ施設の工事が完了しました。また、重要施設への管路整備や老朽配水管更新、応急給水拠点についても整備を推進し、耐震化を図っています。
	目 標	東日本大震災を踏まえ施設の耐震化を加速させるため、計画の前倒しを行い、配水池の耐震化を図るとともに、自家発電設備の整備対象施設を拡大させます。また、管路更新についても重要な施設への供給ルートへの耐震化を実施するとともに、老朽配水管の解消を行い、更なる耐震化を進めます。
15	下水道施設の耐震化	所管：上下水道局
	下水道管きよでは、避難所と水処理センターとを結ぶ重要な管きよなど、事業実施優先順位の高い路線から順次耐震化を図り、流下機能を確保します。 また、処理場・ポンプ場についても、震災時における処理機能を確保するため効率的に耐震化を図ります。	
	取組状況 (H23)	・老朽管きよが集中している入江崎処理区に重点化を図り耐震化を推進しています。 ・処理場・ポンプ場についても、耐震補強や老朽化した施設・設備の更新等にあわせ、耐震化を推進しています。
	目 標	避難所と水処理センターとを結ぶ管きよなどの重要な管きよや、地震時に大きな被害が想定される、老朽管きよの多い地区の管きよに重点化を図り、順次、耐震化を推進していきます。 また、処理場ポンプ場についても、耐震補強や施設・設備の更新等にあわせ、効率的・効果的に耐震化を推進していきます。

《施策の効果》

- 施設被害の減少による経済被害の抑制
- 給排水機能の保全による生活支障の抑制
- 生活衛生環境の保全
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。

行動計画 6 造成地の耐震化

老朽化した擁壁は、大雨や大地震等の発生により崩落する危険性があり、住宅への被害や周辺地域への被害も甚大になる可能性があります。また、近年の地震で、大規模に盛土造成した土地においても、造成地全体が滑り落ちるなどの被害が報告されています。

そのため、擁壁等の改修工事を促進するとともに、大規模盛土造成地の減災対策を推進します。

16	川崎市宅地防災工事助成金制度の充実 【関連施策No.38】	所管：まちづくり局
	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。	
	取組状況 (H23)	・当該制度を活用した擁壁の改修工事等が年間数件行われています。
	目 標	擁壁の改善等の宅地防災工事の助成を行い、老朽化した擁壁の倒壊等を防止します。
17	宅地耐震化推進事業の推進	所管：まちづくり局
	大規模盛土造成地の滑動崩落による被害軽減を目的とし、対策を要する大規模盛土を特定する調査を行うなど、宅地耐震化推進事業を推進します。	
	取組状況 (H23)	・大規模盛土変動予測調査に取り組んでいます。
	目 標	大規模盛土変動予測調査を実施するとともに、今後の事業計画の策定に向けた取組を推進します。

《施策の効果》

- 建物・宅地被害の減少による経済被害の抑制
- 早期の都市（経済）復興

施策の柱 Ⅱ 消防署所等の整備

行動計画 7 消防署所等の整備	
大地震等の発生時の防災拠点確保に向け、老朽化した消防出張所や消防団器具置場を計画的に整備することで、初動体制を強化します。また、消防活動に必要な資器材や耐震性防火水槽等を整備することにより災害対応力の向上を図ります。	
18	消防署所・消防団器具置場等の整備 【No.10 再掲】 所管：消防局
臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。	
取組状況 (H23)	・臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備が完了しました。栗木出張所の新築工事、柿生出張所の改築工事及び築40年を経過し優先順位の高い老朽化した消防出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、耐震診断により改修が必要となった消防団器具置場の改修を推進しています。
目 標	老朽化した柿生出張所の改築に向け取り組んでいくとともに、優先順位の高い老朽化した消防出張所の整備を推進します。
19	消防資器材等の整備 所管：消防局
大地震等の発生時における被害状況等の実態把握に極めて有効とされるヘリコプターをはじめ、石油コンビナート地区の大規模火災に有効な消防艇や消防活動に必須である消防車両(消防団を含む)・身体保護具等について計画的な更新・整備を進め、災害対応力の向上を図ります。	
取組状況 (H23)	・臨港消防署の改築に伴い、フツ化たん白37500リットル、水成膜12500リットルを購入しました。
目 標	災害対応力の向上に向け、防災拠点と消防資器材の計画的な整備を推進します。
20	消防情報通信体制の整備 所管：消防局
全国的な施策として消防救急無線のデジタル化が進められており、現行のアナログ無線の使用期限は平成28年5月31日までとなっているため、本市でも、大地震等の発生時における有効な通信手段の確保と消防隊等の災害対応力の向上を目的として、無線関連設備の再構築を行っています。	
また、消防指令システム及び消防情報管理システムについても、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、より迅速な出場指令や災害対応力の向上を図ります。	
取組状況 (H23)	・平成27年度の運用開始に向けて、平成24年度に整備工事に着手します。
目 標	消防救急無線のデジタル化に向けた取組を推進し、消防隊・救急隊の迅速な出場と的確な活動を確保します。
21	耐震性防火水槽の整備 所管：消防局
大地震等の発生時の消防活動に有効な耐震性防火水槽について震災時の水利基準に基づき整備を行います。	
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・未充足地域を解消するため、毎年度、計画的な整備を行っています。 ※市域を一边500メートルメッシュの網目状に区画し、この区画を単位として防火水槽の必要数を算出しています。 ・平成22年12月末現在、市域における充足率は88.7% ・平成24年4月末現在、市域における充足率は88.2%
目 標	未充足地域の解消に向けて、公園等の施設に耐震性防火水槽を順次整備します。

22	消防団の充実強化	所管：消防局
	地域防災の要である消防団員の入団を促進するために、町内会、自治会及び消防団協力事業所等の協力を求め、消防団への入団促進と地域の消防力の充実強化を図ります。	
	取組状況 (H23)	・行動計画に示すとおり、各消防団において、町内会・自治会及び消防団協力事業所等へ協力を求め、消防団への入団促進と地域防災への意識向上を防災訓練等を通じて、各署消防団と協力し実施しています。
	目 標	消防団員の条例定数の確保に努めます。
23	緊急消防援助隊活動拠点の整備	所管：消防局
	本市において懸念されている川崎直下、相模トラフ等の大地震に備え、大規模災害時に全国から応援に駆け付ける拠点となる川崎市消防総合訓練場について「緊急消防援助隊の活動拠点としての機能」を強化するため整備を行います。	
	目 標	緊急消防援助隊の活動に求められる機能を強化する各施設を整備します。

《 施策の効果 》

- ◆ 初動体制の強化による人的被害の減少
- 延焼拡大の防止等による建物被害の減少と経済被害の抑制
- 災害時における消防力の保持及び体制強化

《 市民・企業等との協働 》

☆市民は、消防団への入団に御協力ください。

施策の柱 Ⅲ 防災住環境の整備

行動計画 8 地域の不燃化促進		
<p>大地震等の発生時に市内で多数の火災が発生、延焼が拡大してしまった場合、本市の消防力(消防車両や消防職員、消防団など)のみでは対応が困難になることも想定されます。</p> <p>そのため、密集市街地の改善や公園・緑地を確保することにより、地域の不燃化を促進し、火災被害の危険性を低減させます。</p>		
24	<p>防災都市計画の策定</p>	<p>所管：まちづくり局 危機管理室 関係局</p>
<p>大地震等の発生による大規模な災害に対し、発災前の防災・減災に向けた予防的な対策や、発災後の迅速な都市復興への対策を総合的に推進するための防災都市計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進します。</p>		
	<p>取組状況 (H23)</p>	<p>・被災後の都市復興に向けた事前準備として、復興まちづくりマニュアル(案)及び復興まちづくりモデルスタディ(案)を作成しました。さらに、都市計画分野等における予防施策である防災まちづくり計画(案)作成に取り組むとともに、これらをまとめた防災都市計画(素案)の検討を学識経験者からの意見聴取を経ながら行っており、今般の地震防災戦略の見直し案への反映を目指しています。</p>
	<p>目 標</p>	<p>地震被害想定が多角的な分析から防災・減災に資する都市計画手法等を検討のうえ、対策実施に向けた取組を進めます。</p>
25	<p>密集市街地の改善</p>	<p>所管：まちづくり局</p>
<p>老朽木造住宅が密集し、大地震等の発生時に大規模延焼火災の危険性が高い密集市街地を改善し、人的・物的被害を大幅に軽減させるためのまちづくりを推進します。</p> <p>なお、平成24年10月12日に国土交通省が「地震時等に著しく危険な密集市街地」として指定した地区が、市内には2地区(3丁目)存在しています。</p> <p>※小田2、3丁目地区不燃領域率^(*)36.6%、幸町3丁目地区不燃領域率32.7%(平成24年1月現在)</p>		
	<p>取組状況 (H23)</p>	<p>・防災まちづくりプランに基づく支援メニューの活用により、防災性の向上を促進しています。</p>
	<p>目 標</p>	<p>住宅不燃化促進事業等を通じて住環境改善を図り、不燃領域率の向上をめざします。</p>
26	<p>建物の出火率の低減</p>	<p>所管：危機管理室 関係局区</p>
<p>建物が密集した市街地における大地震発生時の火災対策として、個々の建物からの出火を抑制する取組みを推進します。</p>		
	<p>目 標</p>	<p>地震発生直後における火災の発生要因として、電化製品からの出火の割合が高いため、各家庭での火の始末の普及啓発に加え、感震ブレーカーの普及促進に向けた検討を進めます。</p>
27	<p>民間再開発の誘導による公開空地の確保 【No.111 再掲】</p>	<p>所管：まちづくり局</p>
<p>工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に併せ事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。</p>		
	<p>取組状況 (H23)</p>	<p>・東京機械の工場移転に伴い土地利用転換を適切に誘導するため、新丸子東3丁目南部地区計画の都市計画決定を行い、防災機能の向上に資する公開空地の確保等を行いました。また、小杉町2丁目地区及び武蔵中原駅北地区では、防災機能向上を図るための広場等の都市基盤整備を含めた地区計画の都市計画手続きを行っています。なお、拠点整備において、防災性の高い計画については、容積率割増の評価の対象とできるよう運用基準の策定を検討しています。</p>
	<p>目 標</p>	<p>民間再開発事業者等と協議・調整を進め、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成や公開空地の確保に努めます。</p>

28	公園緑地の整備推進 【関連施策：No.113】	所管：建設緑政局 危機管理室 総合企画局
大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ●富士見公園 ・緑地・広場の確保に向けた取組や老朽化した市民利用施設等公共施設の更新・再整備(耐震工事)等について、実施計画に基づき関係局と調整を図りながら整備を推進しています。 ●生田緑地 ・「生田緑地ビジョン」に基づく広域的防災機能の充実にに向けた取組の推進に向けて、関係局と調整を行いました。 ・3大公園に関しては、再整備の中で広域避難場所としての機能を高めています。また、身近な公園等に関しては、整備の際に緑化を推進しています。 ・徒歩帰宅者支援対策及び臨海部の公園の防災力向上対策の検討について調整を図っています。 	
目 標	富士見公園、等々力緑地、生田緑地の3大公園に対し、災害時の広域避難場所としての機能を高めるとともに、広域避難場所に指定され、幹線道路に面した公園について、防災に配慮した公園施設の整備を行います。また、一時避難場所となる身近な公園の確保に努めるとともに、延焼防止などの観点から、整備の際に緑化を推進していきます。また、都市公園全体の防災機能のあり方について、検討委員会を立ち上げ、関係局と連携して計画を策定します。	

(*)不燃領域率とは、地区の面積に対する幅員6m以上の道路やまとまった空地、耐火性能を有する建築物の面積の割合によって求められます。焼失危険性を示す指標の一つで、不燃領域率30%程度以下の市街地が大規模な地震等で出火すればその焼失率は80%を超えてきわめて危険な状況となり、一方不燃領域率40%以上に達すると市街地の焼失率が急激に低下して20~25%程度となるとされ、さらに不燃領域率が60%を超えると焼失率はほぼゼロとなり延焼の危険性がほとんどなくなるとされています。

《施策の効果》

- ◆火災による人的被害の減少
- 延焼拡大の防止等による建物被害の減少と経済被害の抑制
- 迅速な応急活動の実施
- 拠点機能の確保

行動計画 9 身近な危険回避対策		
<p>ブロック塀の倒壊や看板の落下などのほか、ガラスの飛散やタンス・冷蔵庫の転倒による室内での被害も、過去の地震災害では人的被害の多くを占めています。</p> <p>そのため、屋内外における身近な危険回避対策を推進し、被害の軽減を図ります。</p>		
29	危険なブロック塀の改善・指導の実施 【関連施策：No.36】	所管：まちづくり局
<p>平成9年から平成11年までの3年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約300件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。</p>		
取組状況 (H23)	・パンフレットを作成し、啓発活動等を実施しています。	
目 標	危険なブロック塀等の改善・指導を実施していきます。	
30	落下危険物の改善・指導の実施 【関連施策：No.37】	所管：建設緑政局
<p>屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。</p>		
取組状況 (H23)	・屋外広告物条例に基づく許可広告物の落下・損壊等による事故を未然に防止するため、広告物の安全性の確保及び保守点検等の執行状況を調査し、広告物管理者に適正管理の周知を図っています。	
目 標	転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施していきます。また、防災啓発冊子の配布を引き続き行うとともに、「ぼうさい出前講座」や防災イベントなどを通じ、引き続き普及啓発に取り組みます。	
31	屋内収容物の地震対策の普及・促進 【関連施策：No.60】	所管：健康福祉局 危機管理室
<p>阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物（家具、家電等）の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・家具転倒防止事業として、家具の転倒防止金具を取り付けることができないひとり暮らし高齢者などを対象として、その金具取り付け工事を実施しています。市政だより以外にも市ホームページや高齢者福祉、障害者福祉の案内冊子に掲載するなど、さまざまな機会を捉えて、広報に努めます。</p> <p>・市民向けの防災啓発冊子「備える。かわさき」に転倒防止策を掲載するとともに、「ぼうさい出前講座」や防災イベントなどを通じ、広く啓発活動を行っています。今後もより多くの方に周知ができるよう、一層の普及啓発に取り組んでまいります。</p> <p>※防災啓発冊子「備える。かわさき」作成数：125,000部（55,000部＋増刷分70,000部）</p> <p>※平成21年度実施の市民アンケートによると、「一部固定している」も含めた家具の固定率は42.9%でした。</p> <p>※平成24年度第1回実施の市民アンケートでは家具の固定率は56.5%でした。</p>	
目 標	被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進するとともに、家具の固定率85%を目標に普及・啓発を推進します。また、防災啓発冊子の配布を引き続き行うとともに、「ぼうさい出前講座」や防災イベントなどを通じ、引き続き普及啓発に取り組みます。	

《施策の効果》

- ◆ブロック塀、屋外広告物、家具等の対策による死者数の減少
- 通行障害の防止
- 早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、屋外広告物（看板・サイン類）の落下防止に積極的に取り組んでください。

☆市民・企業等は、自ら所有するブロック塀等、又は設置する自動販売機等の転倒防止に努めてください。

☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。

行動計画 10 交通障害の防止		
大地震等の発生時における迅速な応急・復旧活動のため、緊急交通路・輸送道路の確保や、道路機能の保全に努めるほか、早期の市民生活の安定、都市復興をめざします。		
32	道路機能の早期回復体制の整備 【関連施策：No.53】	所管：建設緑政局
液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。		
取組状況 (H23)	・川崎市が行う応急対策については、川崎建設業協会、神奈川県建設重機協同組合と応援に関する協定を締結しており、緊急輸送路の啓開について各路線ごとに応援協力会社を決定する等、早急な機能回復に向けた連携を図っているところです。	
目 標	関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に努めます。	
33	応急復旧（占用）工事の効率化	所管：建設緑政局
大地震等の発生時における復旧工事に際し、工事箇所、時期等を占用事業者（ライフライン企業等）が相互に調整し、交通支障の軽減を図るとともに、復旧時間の短縮を図ります。		
取組状況 (H23)	・川崎市道路占用調整協議会にて調整が済んでいませんので、引き続き調整を図ります。	
目 標	連絡体制を構築し、効率的な復旧が図られるよう、大地震等の発生時における占用工事の進め方について、占用事業者との意見調整を行っていきます。	
34	橋りょうの耐震化 【No.12 再掲】	所管：建設緑政局
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて改訂された基準に基づき、緊急輸送路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など 124 橋りょうについて耐震性の向上を図り、地震災害に強いまちづくりに努めます。 ※緊急輸送路上の「歩道橋」（90 橋）については、耐震対策を完了しています。		
取組状況 (H23)	・平成 23 年度末現在、124 橋のうち100 橋の耐震対策が完了しました。	
目 標	橋りょうについては、耐震対策等橋りょう整備事業に基づき、引き続き、耐震対策に努めます。	
35	緊急輸送路・緊急交通路についての市民への周知徹底 【関連施策：No.114】	所管：建設緑政局
神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識 33 基について、市民（道路利用者）への周知を図っていきます。		
取組状況 (H23)	・緊急輸送路・緊急交通路については、市ホームページを活用して周知しています。	
目 標	緊急輸送路・緊急交通路については、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知していきます。	
36	危険なブロック塀の改善・指導の実施 【No.29 再掲】	所管：まちづくり局
平成 9 年から平成 11 年までの 3 年間で実施した、幅員 1.8m 以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約 300 件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。		
取組状況 (H23)	・パンフレットを作成し、啓発活動等を実施しています。	
目 標	危険なブロック塀等の改善・指導を実施していきます。	

37	落下危険物の改善・指導の実施 【No.30 再掲】	所管：建設緑政局
	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。	
	取組状況 (H23)	・屋外広告物条例に基づく許可広告物の落下・損壊等による事故を未然に防止するため、広告物の安全性の確保及び保守点検等の執行状況を調査し、広告物管理者に適正管理の周知を図っています。
	目 標	転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施していきます。
38	川崎市宅地防災工事助成金制度の充実 【No.16 再掲】	所管：まちづくり局
	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。	
	取組状況 (H23)	・当該制度を活用した擁壁の改修工事等が年間数件行われています。
	目 標	擁壁の改善等の宅地防災工事の助成を行い、老朽化した擁壁の倒壊等を防止します。
39	川崎港海底トンネルの改修事業 【関係施策：No.51, 133】	所管：港湾局
	東扇島で活動する企業の従業員や公園の利用者等について、災害時における川崎港海底トンネルの人道を活用した避難誘導のための整備を進めます。 また、災害時における海底トンネルの自家発電用の燃料を備蓄する保管庫を設置します。 さらに、津波が川崎港海底トンネル内に浸水することによる交通の遮断を回避するため、防潮設備等を整備します。 なお、現在、整備が進んでいる水江町から東扇島までの区間をつなぐ臨港道路について、緊急輸送道路としての指定を検討します。	
	目 標	東扇島に誘導看板を設置します。また、自家発電用燃料の保管庫を設置します。浸水を防ぐ防潮設備等の整備を進めます。

《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 道路閉塞・交通障害の防止
- 道路機能の保持
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 11 高層住宅対策		
近年の都市化に伴い増加する高層住宅は、エレベーターの停止や長周期地震動による特有の影響が想定されるため、それらの危険性を周知することにより、被害や生活支障の軽減を図ります。		
40	エレベーターの早期復旧体制の構築	所管：危機管理室
	大地震等の発生時には、エレベーターの停止による閉じ込めや高層階における移動困難等の被害が想定されることから、これらを早期に救助・復旧するための体制を構築していきます。	
	取組状況 (H23)	・平成24年度地震被害想定調査により、エレベーター閉じ込め被害・対策を検討します。
	目 標	神奈川県等と連携し、(社)日本エレベーター協会等の関係団体との協定などにより、保守会社等による復旧体制の構築に努めます。
41	高層住宅における地震被害特性の啓発 【No.80 再掲】	所管：危機管理室
	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	
	取組状況 (H23)	・地震被害想定調査で、エレベーター閉じ込め被害・対策を検討。
	目 標	調査結果等に基づく情報を、市民等に提供し、その普及・啓発に努めます。
42	緊急地震速報の活用 【No.90 再掲】	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	取組状況 (H23)	・平成 23 年8月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置 ・平成 23 年10月から、市役所及び区役所において、庁舎内放送設備を利用した自動放送を開始 ・平成 24 年度中に、支所、出張所、図書館等において、庁舎内放送設備を利用した自動放送の開始を予定 ・市ホームページ及び「備える。かわさき」に緊急地震速報の案内を掲載
	目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。
43	高層集合住宅の震災対策 【関連施策：No.61】	所管：まちづくり局
	震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、震災対策用施設（防災備蓄スペース及び防災対応トイレ）の設置を推進・誘導を図ります。	
	目 標	地階を除く階数 10 以上で共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。）を対象に、震災対策用施策の整備に努めるよう普及・啓発を図ります。

≪施策の効果≫

- エレベーター閉じ込めの防止と早期復旧
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。

☆市民は、エレベーターやライフラインの停止に備え、飲料水や食料品等の買い置きに努めてください。

施策の柱 IV 臨海部等の安全対策

行動計画 12 コンビナート対策					
本市においては、臨海部に日本有数のコンビナートを擁しており、国・県・事業者が推進する防災対策のほか、本市独自の防災対策を推進することにより、被害の軽減を図ります。					
44	石油コンビナート等における災害対応力の強化 所管：消防局 石油コンビナート等特別防災区域での各種災害に対応した自衛防災組織及び共同防災組織との訓練を通じ、災害対応力の強化を図ります。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">取組状況 (H23)</td> <td>石油コンビナート災害警防活動指針に基づく訓練を実施し、災害対応力の強化を図っています。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>大地震等の発生時における災害に対応する自衛消防隊等消防力の運用を想定し、職員や部隊の派遣など、想定しうる状況での合同訓練により、コンビナート地域における災害対応力の向上に努めます。</td> </tr> </table>	取組状況 (H23)	石油コンビナート災害警防活動指針に基づく訓練を実施し、災害対応力の強化を図っています。	目 標	大地震等の発生時における災害に対応する自衛消防隊等消防力の運用を想定し、職員や部隊の派遣など、想定しうる状況での合同訓練により、コンビナート地域における災害対応力の向上に努めます。
取組状況 (H23)	石油コンビナート災害警防活動指針に基づく訓練を実施し、災害対応力の強化を図っています。				
目 標	大地震等の発生時における災害に対応する自衛消防隊等消防力の運用を想定し、職員や部隊の派遣など、想定しうる状況での合同訓練により、コンビナート地域における災害対応力の向上に努めます。				
45	長周期地震動対策 【No.58 再掲】 所管：危機管理室 消防局 関係局 海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。 平成 15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成 16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。 海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">取組状況 (H23)</td> <td>地震被害想定調査で、長周期地震動による被害・対策を検討。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。</td> </tr> </table>	取組状況 (H23)	地震被害想定調査で、長周期地震動による被害・対策を検討。	目 標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。
取組状況 (H23)	地震被害想定調査で、長周期地震動による被害・対策を検討。				
目 標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。				
46	屋外タンクの耐震化対策の推進 【関連施策：No.55】 所管：消防局 旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。 浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成 19 年 3 月 31 日までに措置されております。 タンク容量により異なりますが、平成 29 年 3 月 31 日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">取組状況 (H23)</td> <td> 立入検査や講習会等において屋外タンク貯蔵所の耐震改修を指導しています。 [タンク本体の耐震及び地盤の液状化対策] ※1,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所:451 基中 422 基適合済・改修率は 93.5% (H24 年 12 月末) (10,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所は全て改修済み、1,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の改修期限:平成 25 年 12 月 31 日) ※500 キロリットル以上 1,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所:239 基中 121 基適合済・改修率は 50.6% (H24 年 12 月末) (改修期限:平成 29 年 3 月 31 日) [長周期地震動によるスロッシング対策] ※浮き屋根式特定屋外タンク:68 基中 23 基適合済・改修率は 33.8% (H24 年 12 月末) (改修期限:平成 29 年 3 月 31 日) </td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。</td> </tr> </table>	取組状況 (H23)	立入検査や講習会等において屋外タンク貯蔵所の耐震改修を指導しています。 [タンク本体の耐震及び地盤の液状化対策] ※1,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所:451 基中 422 基適合済・改修率は 93.5% (H24 年 12 月末) (10,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所は全て改修済み、1,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の改修期限:平成 25 年 12 月 31 日) ※500 キロリットル以上 1,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所:239 基中 121 基適合済・改修率は 50.6% (H24 年 12 月末) (改修期限:平成 29 年 3 月 31 日) [長周期地震動によるスロッシング対策] ※浮き屋根式特定屋外タンク:68 基中 23 基適合済・改修率は 33.8% (H24 年 12 月末) (改修期限:平成 29 年 3 月 31 日)	目 標	改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。
取組状況 (H23)	立入検査や講習会等において屋外タンク貯蔵所の耐震改修を指導しています。 [タンク本体の耐震及び地盤の液状化対策] ※1,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所:451 基中 422 基適合済・改修率は 93.5% (H24 年 12 月末) (10,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所は全て改修済み、1,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の改修期限:平成 25 年 12 月 31 日) ※500 キロリットル以上 1,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所:239 基中 121 基適合済・改修率は 50.6% (H24 年 12 月末) (改修期限:平成 29 年 3 月 31 日) [長周期地震動によるスロッシング対策] ※浮き屋根式特定屋外タンク:68 基中 23 基適合済・改修率は 33.8% (H24 年 12 月末) (改修期限:平成 29 年 3 月 31 日)				
目 標	改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。				

47	臨海部民間施設との情報共有体制の確立 【関連施策No.56】	所管：危機管理室 関係局
	臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。	
	目 標	平成24年度に川崎臨海部防災協議会を設置し、継続して防災・減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項について協議・検討を進めます。
48	臨海部緊急輸送路などの液状化対策 【No.57 再掲】	所管：港湾局
	緊急物資の輸送路の確保のため臨海部の緊急輸送路指定路線の液状化対策を行ってまいります。	
	目 標	緊急輸送路指定路線の液状化対策の検討を進めます。
49	臨海部防災対策計画の策定及び推進	所管：危機管理室 関係局
	臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な事項を定め、地震・事故等の災害から市民及び従業員等の生命、身体、財産を保護することを目的とする計画を策定し、臨海部の防災対策を推進します。	
	目 標	平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定し、臨海部の防災対策を推進します。
50	同報無線受信機の整備と情報伝達の強化 【関係施策：No.131】	所管：港湾局 関係局
	同報無線受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。	
	目 標	同報無線機のシステムの整備状況に合わせて受信機の整備を進めます。
51	川崎港海底トンネルの改修事業【No.39 再掲】	所管：港湾局
	東扇島で活動する企業の従業員や公園の利用者等について、災害時における川崎港海底トンネルの人道を活用した避難誘導のための整備を進めます。 また、災害時における海底トンネルの自家発電用の燃料を備蓄する保管庫を設置します。 さらに、津波が川崎港海底トンネル内に浸水することによる交通の遮断を回避するため、防潮設備等を整備します。 なお、現在、整備が進んでいる水江町から東扇島までの区間をつなぐ臨港道路について、緊急輸送道路としての指定を検討します。	
	目 標	東扇島に誘導看板を設置します。また、自家発電用燃料の保管庫を設置します。浸水を防ぐ防潮設備等の整備を進めます。

《施策の効果》

- コンテナート火災等の抑制
- 危険物の流出抑制
- コンテナート災害による人的被害抑制
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、屋外タンクの耐震化とともに、各事業所への緊急地震速報の積極的な導入を進め、コンテナート被害を最小限に食い止めるための事前の対策に努めてください。

行動計画 13 液状化対策		
<p>東日本大震災をはじめ、過去の大地震等の発生時においては、液状化による道路被害や、埋設物（マンホールなど）の浮き上がりによる交通障害などが多く確認されています。</p> <p>臨海部を擁する本市においても、その危険性があることから、道路機能の保全等のため、液状化対策を推進していきます。</p>		
52	マンホール等埋設物の浮き上がり防止の推進	所管：上下水道局
<p>マンホール等の更新・埋設工事の際に、下水道工事標準仕様書に埋戻しの施工方法について規定し、工事の監督業務を通じて、大地震等の発生時における陥没、マンホール・管路の浮き上がりを防止する対策を図るよう、徹底していきます。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋め戻しの施工方法を徹底し、道路陥没、マンホール・管路の浮き上がり防止を推進しています。</p>	
目 標	<p>下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、マンホール等埋設物の浮き上がり防止を推進します。</p>	
53	道路機能の早期回復体制の整備 【No.32 再掲】	所管：建設緑政局
<p>液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・川崎市が行う応急対策については、川崎建設業協会、神奈川県建設重機協同組合と応援に関する協定を締結しており、緊急輸送路の啓開について各路線ごとに応援協力会社を決定する等、早急な機能回復に向けた連携を図っているところです。</p>	
目 標	<p>関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に努めます。</p>	
54	港湾施設の耐震化 【No.13 再掲】	所管：港湾局
<p>港湾計画に基づき、避難あるいは応急復旧時の物資搬入の基地として、千鳥町7号係船棧橋の耐震補強や、耐震強化岸壁である東扇島コンテナ2号岸壁を整備することで大地震等の発生後も広域的な物流を確保するとともに、市民生活や経済活動を支えていきます。</p> <p>また、川崎市街地と東扇島を結ぶ川崎港海底トンネルについては、トンネル本体の液状化対策が完了し、引き続き本体のせん断補強や換気棟補修等の耐震化を推進します。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・川崎港海底トンネル本体の耐震補強を引き続き実施していくとともに、人道・共同溝の耐震補強の必要性について検討を行っています。千鳥町7号係船棧橋の耐震化に向けた調査・検討を行えるよう予算の確保に努めています。</p>	
目 標	<p>千鳥町7号係船棧橋の耐震補強及び、災害時における川崎港海底トンネルの機能確保に向けた耐震対策を推進します。</p>	

55	屋外タンクの耐震化対策の推進 【No.46 再掲】	所管：消防局
	<p>旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。</p> <p>浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成19年3月31日までに措置されております。</p> <p>タンク容量により異なりますが、平成29年3月31日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。</p>	
	目 標	改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導していきます。
56	臨海部民間施設との情報共有体制の確立 【No.47 再掲】	所管：危機管理室 関係局
	<p>臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。</p>	
	目 標	平成24年度に川崎臨海部防災協議会を設置し、継続して防災・減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項について協議・検討を進めます。
57	臨海部緊急輸送路などの液状化対策 【関連施策：No.48】	所管：港湾局
	<p>緊急物資の輸送路の確保のため臨海部の緊急輸送路指定路線の液状化対策を行ってまいります。</p>	
	目 標	緊急輸送路指定路線の液状化対策の検討を進めます。

《施策の効果》

- 施設損傷による経済被害の抑制
- 迅速な応急活動の実施
- 道路機能の保持
- 早期の市民生活安定

《市民・企業等との協働》

☆ 企業等は、地盤の液状化対策等を進め、被害の軽減に努めてください。

行動計画 14 長周期地震動対策の推進		
<p>相模トラフ沿いの地震などの海溝型地震の発生時においては、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害のほか、揺れが大きすぎて歩けないなどの行動困難などの影響が懸念されます。本市においては近年、高層住居が増加しているほか、臨海部には石油コンビナートの屋外タンクもあるため、高層建築物特有の安全対策についても推進していきます。</p>		
58	長周期地震動対策 【関連施策：No.45, 79】	所管：危機管理室 消防局 関係局
<p>海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。</p> <p>平成 15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成 16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。</p> <p>海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。</p>		
	目 標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。
59	高層住宅における地震被害特性の啓発 【No.80 再掲】	所管：危機管理室
<p>年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。</p> <p>このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。</p>		
	目 標	調査結果等に基づく情報を、市民等に提供し、その普及・啓発に努めます。
60	屋内収容物の地震対策の普及・促進 【No.31 再掲】	所管：健康福祉局 危機管理室
<p>阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物（家具、家電等）の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。</p>		
	目 標	被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進するとともに、家具の固定率 85%を目標に普及・啓発を推進します。また、防災啓発冊子の配布を引き続き行うとともに、「ぼうさい出前講座」や防災イベントなどを通じ、引き続き普及啓発に取り組みます。
61	高層集合住宅の震災対策 【No.43 再掲】	所管：まちづくり局
<p>震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、震災対策用施設（防災備蓄スペース及び防災対応トイレ）の設置を推進・誘導を図ります。</p>		
	目 標	地階を除く階数 10 以上で共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。）を対象に、震災対策用施設の整備に努めるよう普及・啓発を図ります。

《施策の効果》

- 長周期地震動による人的被害の抑制
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興○早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、家庭や事業所内の重量物（家具・家電、什器類）の転倒・落下防止措置を実施してください。

☆屋外タンク管理事業者は、タンク内保管物の適正管理に努めてください。

☆市民は、エレベーターやライフラインの停止に備え、飲料水や食料品等の買い置きに努めてください。

目標2 地域防災力の向上《被害軽減を促進するための防災力の向上》

施策の柱 V 地域における防災環境の整備

行動計画 15 地域防災力・活動実効力の向上

<p>自主防災組織の活動を支援するほか、活動根拠となる要綱や規約の整備促進、地域の危険箇所の把握、災害図上訓練の実施などを行い、地域防災力の向上をめざします。</p>		
62	<p>自主防災組織の活動支援</p>	<p>所管：危機管理室 各区役所</p>
<p>自主防災組織の活動の活性化や地域防災力の向上に資するため、「自主防災組織の手引」等を用いて、防災訓練や啓発活動等、日頃からの地域活動を推奨するとともに、助成制度の活用を推進します。 ※平成24年度12月末現在の自主防災組織結成数は、709組織です。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・自主防災組織による防災訓練や啓発活動を奨励し、さらには活動の活性化、地域防災力の向上に資するための助成制度を推進しています。 ・助成制度の予算額を平成24年度に拡充するとともに、助成金交付事務を区に所管し、交付の迅速化を図りました。</p>	
目 標	<p>現行の「自主防災組織の手引」について、災害時における地域活動の重要性や具体的な活動事例等を取り入れるなどの見直しを図ります。 また、助成制度の活用を推進し、自主防災活動の活発化や地域防災力の向上を図ります。</p>	
63	<p>自主防災組織の防災資器材の整備に対する助成制度の推進</p>	<p>所管：危機管理室 各区役所</p>
<p>災害発生初期段階における人命の救出救助活動や初期消火活動は、地域住民の力によるところが大きいため、地域が資器材を十分に保有するための助成制度の活用を推進します。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・災害発生初期段階に人命の救出活動や初期消火活動は、地域住民の力によるところが大きいため、地域が資器材を十分に保有するための助成制度の活用を推進しています。 ・助成制度の予算額を平成24年度に拡充するとともに、助成金交付事務を区に移管し、交付の迅速化を図りました。</p>	
目 標	<p>助成制度の活用を推進し、地域防災力の向上に努めます。</p>	
64	<p>住民（自主防災組織）によるハザードマップの作成及び訓練の実施</p>	<p>所管：危機管理室 各区役所</p>
<p>地域の危険箇所等を表示したハザードマップを、地域住民の手で作成してもらうよう手順をマニュアル化し、自主防災組織等に働きかけていくとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施します。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・各区と連携し、自主防災組織の手引きを見直す中で、ハザードマップの作成手順について、検討していきます。また、自主防災組織の災害図上訓練が活発に実施されるよう、必要な支援に努めています。</p>	
目 標	<p>作成手順をマニュアル化し、ハザードマップ作成の普及・促進を図るとともに、作成に併せて訓練を実施していきます。</p>	

65	防災訓練の効果的な推進	所管：危機管理室 各区役所 消防局
防災訓練は、地域防災の観点から重要な位置付けであることから、継続して効果的な訓練を実施していきます。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 8 月 28 日(日)に参加機関(団体)47 機関、参加人員約 1, 500 名の規模で総合防災訓練を実施しました。 各区においても、自主防災組織を中心とした地域住民による各種の防災訓練が実施され、訓練の実施にあたる相談対応や未実施の組織に対する実施促進活動等、地域防災意識の高揚を図りながら防災訓練開催を支援しました。 	
目 標	住民の訓練参加を促し、防災訓練参加者の増加に努めます。また、外国人市民も参加しやすい防災訓練となるよう配慮します。	
66	学生等を交えた防災訓練の実施【No.83 再掲】	所管：危機管理室
大地震等の発生時におけるマンパワーの必要性を鑑み、中学生以上による実動訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の児童、生徒及び学生等を交えた防災訓練を推進していきます。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織による防災訓練や避難所運営訓練等への中学生等の参加を促進し、希望する学校には消防署主催の防災スクールに災害用トイレの組立訓練を取り入れるなどしています。 総合防災訓練において、地元小中大学生が参加しています。 	
目 標	市総合防災訓練における学生等の訓練参加・防災体験を促していきます。	
67	大規模施設における防災体制の強化	所管：消防局
大地震等の発生に備え、不特定多数の者が利用する大規模な防火対象物の自衛防災体制を強化するため、防災管理者の資格取得及び自衛消防組織の設置を推進します。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 防災管理講習会を年9回開催するとともに、自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、また受講するよう指導することにより、大規模施設における防災体制の強化を図っています。 	
目 標	防火管理者講習会及び自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、受講等を指導することで、大規模施設における防災体制の強化を図ります。	
68	災害図上訓練（DIG）の推進【関連施策：No.86】	所管：各区役所 危機管理室
楽しみながら参加でき、かつ、自らの地域を題材として実施することができる、災害図上訓練の導入を推進します。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等が行うDIGについて、指導者の派遣等の支援を行いました。 中学校区防災ネットワーク連絡会議による災害図上訓練を実施しました。また、区内の中学校を対象として、消防署の指導のもと自主防災組織も参加して実施しています。今後はHUGを含めた災害図上訓練を避難所ごとに実施するよう検討しています。 	
目 標	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練に必要な研修メニューの導入を検討し、災害対応力の向上に努めます。	
69	町内会・自治会会館の耐震化【関連施策：No.11】	所管：市民・こども局
地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、旧耐震基準で建設された木造の会館（81 棟）に対し、耐震診断士の派遣による耐震診断や耐震改修費補助などの支援を行い、施設の耐震化を図ります。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断士派遣事業:58 棟実施 耐震設計・改修補助事業:9 棟実施 	
目 標	耐震診断結果により、改修が必要となった町内会・自治会会館の改修を促進します。	

70	緊急地震速報の活用【No.90 再掲】 気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	所管：危機管理室
取組状況 (H23)	・平成 23 年8月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置 ・平成 23 年10月から、市役所及び区役所において、庁舎内放送設備を利用した自動放送を開始 ・平成 24 年度中に、支所、出張所、図書館等において、庁舎内放送設備を利用した自動放送の開始を予定 ・市ホームページ及び「備える。かわさき」に緊急地震速報の案内を掲載。	
目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。	
71	地域住民との協働による防災まちづくりに向けた検討	所管：まちづくり局 区役所 危機管理室
	地域住民と防災上の課題の共有化を図りながら、防災コミュニティの形成を支援し、防災関連の各施策とも横断的な連携のもとで、地域の実情に応じた地域主体の防災まちづくりの本格実施に向けたモデル地区での試行を推進します。	
目 標	防災まちづくりの取組の中で、地域住民の身近に潜む防災上の課題を抽出し、地域が主体となった防災・減災に資する対策の推進に努めます。また、この取組を通じて一層の防災コミュニティの形成を促進し、地域の災害対応力の向上にも寄与する取組をめざします。	

《施策の効果》

- 自主防災活動の促進
- 地域における災害対応力の向上

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地域・事業所における実践訓練や図上訓練を積極的、継続的に行い、災害のイメージを認識するとともに、災害対応力の向上に努めてください。
- ☆市民・企業等は、それぞれの訓練を実施するほか、相互に連携し、地域と企業・事業所が一体となった訓練を実施し、地域防災力の向上に努めてください。

行動計画 16 企業防災の促進

大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や、業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図るため、市内企業に対して事業継続計画（BCP）の早期策定を働きかけていきます。

72	事業継続計画（BCP）の策定・促進	所管：経済労働局 危機管理室
	大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図り、もって経済被害の減少につなげるため、あらゆる機会を利用し、市内企業に対してBCPの早期策定を働きかけていきます。 ※内閣府が平成21年2～3月に実施した調査では、BCP策定済みの企業は18.4%となっています。	
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページにおいて、BCPの概要や必要性、経済産業省の策定ガイドライン等を案内し周知を図っています。 地域の経済団体と連携をし、企業のBCP策定に向けた普及啓発のためのセミナーを行います。（平成23年度10月に実施。） 企業・事業者向けに作成した「川崎市防災対策ガイドブック」において、事業継続計画（BCP）の重要性や時系列対処を掲載し、事業継続計画（BCP）の策定に向けた啓発を行っています。
	目 標	川崎商工会議所等経済団体と協力するなどして、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行います。
73	緊急地震速報の活用【No.90再掲】	所管：危機管理室
	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年8月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置 平成23年10月から、市役所及び区役所において、庁舎内放送設備を利用した自動放送を開始 平成24年度中に、支所、出張所、図書館等において、庁舎内放送設備を利用した自動放送の開始を予定 市ホームページ及び「備える。かわさき」に緊急地震速報の案内を掲載
	目 標	市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。 また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。

《施策の効果》

- 事業停止による間接的な経済被害の抑制

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、大規模災害時における事業損失を最小限に抑制するため、BCPの策定や、事業所の安全対策を実施してください。

施策の柱 VI 企業等との連携強化

行動計画 17 企業との連携	
<p>企業の防災活動には、事業所における従業員や顧客の安全確保、事業活動の維持や社会活動の安定、地域防災活動への貢献などの役割が期待されます。</p> <p>また、協定等による本市が行う応急活動への協力など、市民生活への直接的な影響も考えられることから、企業との連携のための施策を推進します。</p>	
74	<p>企業が持つ防災資源の提供や企業による人的支援の協力体制の推進</p> <p>所管：危機管理室</p> <p>大地震等の発生時における初期活動への支援や、一時避難場所としての敷地提供等のほか、平時における防災活動への協力などについて、企業に働きかけを行い、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等である川崎市防災協力事業所の登録を促進していきます。</p> <p>取組状況 (H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市防災協力連絡会等を通じた市内企業・事業所の防災の取組を促進。 ・平成24年3月に、川崎市内の企業・事業所の方に向けて、帰宅困難者対策として「むやみに移動を開始しない」等の避難対策の推進や、3日分以上の非常用食料や飲料水の備蓄などをはじめとした企業内備蓄の必要性など、企業等が取り組む防災対策の内容について、必要な知識や具体的な事例を分かりやすくまとめた防災啓発広報紙を5,000部作成し、区役所窓口や各種イベント等において配布したほか、商工会議所、商店街連合会などを通じ、事業所へ適宜配布しました。 <p>※川崎市防災協力事業所登録数:28事業所</p> <p>目 標</p> <p>川崎市防災協力連絡会を通じて事業所の協力を求めていくほか、企業・事業所向けの防災啓発冊子や「ぼうさい出前講座」、防災イベント等を通じて、川崎市防災協力事業所の登録を促進します。</p>
75	<p>災害時応援協定等の充実</p> <p>所管：危機管理室 関係局</p> <p>川崎市が締結している災害時の応援協定等（平成22年12月末現在の総数189件）が有効に機能するか、訓練等を通じて実効性を検証し、必要に応じて協定内容の見直しを行います。</p> <p>取組状況 (H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を踏まえた地域防災計画（震災対策編）の第1期修正を機に、神奈川県石油業協同組合各支部との協定内容について、見直しを行いました。 ・平成23年11月24日に神奈川倉庫協会と「災害時における緊急措置の支援に関する協定」を締結しました。 ・平成24年3月9日に関東地方整備局と「川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書」を締結しました。 <p>目 標</p> <p>各種訓練を通じて災害時応援協定等の実効性を検証し、必要に応じて内容の見直しを行い、災害時応援協定等の充実を図ります。</p>

76	地域防災力の充実・強化	所管：危機管理室 関係局区
<p>大地震等の発生時には、同時多発的に火災が発生し、また広範囲化する恐れがあることから、公設消防力のみを想定した初動対応では消防力等が不足する恐れがあります。</p> <p>さらに、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害を見ても、迅速な初期消火により延焼拡大をくい止める奏功事例も多数あることから、地元企業の持つ消防力との連携を強化する等して地域防災力を向上します。また、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等である川崎市防災協力事業所の登録を促進していきます。</p>		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種消防訓練等を通じて、各事業所と連携し地域防災力の向上を図っています。 ・川崎市防災協力連絡会等を通じた市内企業・事業所の防災の取組を促進しています。 ・平成24年3月に、川崎市内の企業・事業所の方に向けて、帰宅困難者対策として「むやみに移動を開始しない」等の避難対策の推進や、3日分以上の非常用食料や飲料水の備蓄などをはじめとした企業内備蓄の必要性など、企業等が取り組む防災対策の内容について、必要な知識や具体的な事例を分かりやすくまとめた防災啓発広報紙を5,000部作成し、区役所窓口や各種イベント等において配布したほか、商工会議所、商店街連合会などを通じ、事業所へ適宜配布しました。 	
目 標	<p>大地震等の発生時における事業所火災の防止のみならず、近隣の火災に対しても、応急消火義務者若しくは協力義務者として、初期消火や延焼防止に即時に対応できるよう指導し、各事業所が保有する消防力（人や機材）を有効活用して、地域防災力の向上に努めます。また、防災協力連絡会での事業所への協力要請や、企業・事業所向けの防災啓発、防災イベント等を通じて、防災協力事業所の登録を促進します。</p>	

《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 地域における災害対応力の向上

《市民・企業等との協働》

☆企業等は、自らの安全を確保した上で、行政、地域住民と共に災害対応を行えるよう、体制の構築に努めてください。

行動計画 18 ボランティアとの連携

大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、各地からの多くのボランティアが活動することが想定されます。

これらのボランティアと効果的に連携し、早期の復旧・復興につなげるための施策を推進します。

77	専門性の高い市民ボランティアの確保	所管：危機管理室 関係局
	大地震等の発生時の応急活動に役立つ資格や技能を持った専門性の高い人材を把握し、登録することによって、発災直後の混乱期から機能的に活動できるよう体制を整備していきます。	
	取組状況 (H23)	・訓練等を通じてボランティア活動体制を検証。
	目 標	専門性の高い市民ボランティアの人材確保に努めるとともに、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築し、訓練等による検証を通じて、実効性を高めていきます。
78	ボランティアとの連携体制の構築	所管：危機管理室 関係局
	大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、遠隔地からの多くのボランティアが活動することが想定されるので、その受入れ体制と連携体制を構築します。 ※川崎市、川崎市社会福祉協議会、公益財団法人かわさき市民活動センターで災害ボランティアセンター立ち上げに関する協定を締結しています。	
	取組状況 (H23)	・毎年開催する総合防災訓練での災害ボランティアセンター立ち上げ訓練により運用の検証を行い、災害対策本部とボランティアセンターとの連携体制について確認しました。
	目 標	毎年の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練により、体制を維持していくとともに、ボランティアとの連携方法のあり方について検討を進めます。

《施策の効果》

- 迅速な応急活動の実施
- 地域における災害対応力の向上
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

施策の柱 VII 防災意識の醸成

行動計画 19 地震防災に関する調査・研究の実施		
市民・企業・行政がそれぞれの役割に基づいた震災対策を、計画的かつ効果的に進めるため、防災力の向上に向けた基盤を築くための動機付けにつながる調査・研究を推進します。		
79	長周期地震動対策 【No.58 再掲】	所管：危機管理室 消防局 関係局
<p>海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。</p> <p>平成 15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成 16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。</p> <p>海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。</p>		
取組状況 (H23)	平成 24 年度地震被害想定調査で、長周期地震動による被害・対策を検討します。	
目 標	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及・啓発に努めます。	
80	高層住宅における地震被害特性の啓発 【関連施策：No.41, 59】	所管：危機管理室
<p>年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。</p> <p>このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。</p>		
取組状況 (H23)	・地震被害想定調査で、長周期地震動による被害・対策を検討。	
目 標	調査結果等に基づく情報を、市民等に提供し、その普及・啓発に努めます。	
81	既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究 【関連施策：No.3】	所管：危機管理室 まちづくり局
<p>自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。</p>		
取組状況 (H23)	・他都市の状況等を検証し、適宜制度の改正を行うとともに、制度の利用促進を図っています。	
目 標	既存制度の効果的な利用促進等を図るとともに、既存不適格建物の耐震化に向けた取組を進めます。	
<p>《施策の効果》</p> <p>○市民・企業における防災意識の向上</p>		

行動計画 20 防災教育活動の推進

学校教育の各段階において、地震に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、副読本（パンフレット）や実践的な訓練による防災教育を推進します。

82	防災教育用テキストの活用	所管：教育委員会 危機管理室
	各学校に防災学習テキストを配付し、教育機関における防災教育を推進します。 (小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生・高校生用)	
	取組状況 (H23)	・各学校では特別活動等の時間を活用し、防災学習テキストを活用し防災教育を実施しています。 ・川崎区内の学校では、津波を想定し、校舎3・4階や屋上に二次避難する訓練を実施しました。
	目 標	防災学習テキストの見直しと修正を図るとともに、各学校は避難訓練に併せて防災教育を実施し、防災意識の向上に努めます。
83	学生等を交えた防災訓練の実施 【関連施策：No.66】	所管：各区役所 危機管理室
	大地震等の発生時におけるマンパワーの必要性を鑑み、中学生以上による実動訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の児童、生徒及び学生等を交えた防災訓練を推進していきます。	
	取組状況 (H23)	・自主防災組織による防災訓練や避難所運営訓練等への中学生等の参加を促進し、希望する学校には消防署主催の防災スクールに災害用トイレの組立訓練を取り入れるなどしています。 ・総合防災訓練において、地元小中大学生が参加しています。
	目 標	市総合防災訓練における学生等の訓練参加・防災体験を促していきます。

《施策の効果》

- ◆児童・生徒や教員の安全確保

《市民・企業等との協働》

☆市民は、学校における防災教育だけでなく、家庭や地域においても防災教育の推進に努めてください。

行動計画 21 防災研修環境の整備		
地域住民が自助及び共助について学び、地域における災害対応力を高めていくため、防災研修環境を整備します。		
84	市民等への防災啓発の推進	所管：危機管理室
	<p>「ぼうさい出前講座」や防災イベント等を通じ、市民等へ防災知識の普及啓発を促進していきます。また、家庭・地域における防災対策についてまとめた、本市独自の防災啓発冊子を継続的に発行し、自助・共助の促進を図るとともに、防災に関する資料を収集・整理した「ぼうさいライブラリー」の利用を促進するほか、市が実施する防災事業において、「川崎市防災インストラクター」が広く活動できる環境を整えることにより、地域における自助・共助の取組促進に向けたネットワークづくりを支援していきます。</p> <p>また、「川崎市の災害」に関する各種データを整理し、防災教育メディアとしての活用を検討していきます。</p> <p>※平成 18 年度に防災啓発冊子「備える。かわさき」を全戸配布し、以降、転入者向けに配布しています。</p>	
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、川崎市地域防災計画に基づき、総合防災訓練を初めとして、市民地震防災デー、防災週間、防災とボランティア週間、ぼうさい出前講座、ぼうさいライブラリーによる防災事業関連資料の貸出などの防災関連行事等を通じ、広く市民に対し防災知識の普及啓発に努めております。さらに、市政だより、「備えるかわさき」、防災マップ等のパンフレットによる広報啓発に取り組んでおります。 ※ぼうさい出前講座開催数：160件（平成23年度） ※ぼうさいライブラリー貸出数：94件（平成23年度） ※東日本大震災を受け、防災啓発を強化するため、平成23年度に外国人市民等を対象にした「そなえる。かわさき（やさしいにほんご）」を作成。
	目 標	「ぼうさい出前講座」や防災イベント等の開催、防災啓発冊子等や市防災関連情報の提供を行う印刷物の配布を引き続き行うとともに、「ぼうさいライブラリー」の利用を促進します。また、市が実施する防災事業において、川崎市防災インストラクターを活用し、啓発事業の促進を図ります。
85	リスクコミュニケーション ^(*) の普及・促進	所管：危機管理室
	地域住民が自らの地域の危険度を認識し、情報を共有することにより、自助・共助の理念の普及と地域防災力の向上を図ります。	
	取組状況 (H23)	・災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成などによってリスクコミュニケーションの形成を高め、地域やコミュニティレベルでの情報の共有を促進しています。
	目 標	災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成を通して、リスクコミュニケーションの手法を整理するとともに、広く周知し、地域やコミュニティレベルでの情報の共有を促進していきます。
86	災害図上訓練（DIG）の推進 【No.68 再掲】	所管：各区役所 危機管理室
	楽しみながら参加でき、かつ、自らの地域を題材として実施することができる、災害図上訓練の導入を推進します。	
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等が行うDIGについて、指導者の派遣等の支援を行いました。 ・中学校区防災ネットワーク連絡会議による災害図上訓練を実施しました。また、区内の中学校を対象として、消防署の指導のもと自主防災組織も参加して実施しています。今後は HUG を含めた災害図上訓練を避難所ごとに実施するよう検討しています。
	目 標	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練に必要な研修メニューの導入を検討し、災害対応力の向上に努めます。

(*)リスクコミュニケーションとは、社会を取り巻くリスク（ある行動に伴って（あるいは行動しないことによって）、危険に遭う可能性や損をする可能性を意味する概念）に関する正確な情報を、市民、企業、行政などの関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図るものです。

《施策の効果》

- ◆ 自助努力の促進・共助体制の構築による人的被害の減少
- 防災意識の向上と地域防災体制の強化

《市民・企業等との協働》

- ☆ 市民・企業等は、市から発行される防災啓発冊子や、広報誌における防災情報を注視し、自身の防災意識の向上に努めてください。
- ☆ 市民・企業等は、市から発信される情報だけでなく、普段から、訓練への参加や、様々な防災関係情報を取得し、防災力の向上に努めてください。

目標3 市民生活の安定と都市復興《震災からの回復力の向上》

施策の柱Ⅷ 行政機能の保持

行動計画22 行政の業務継続力の向上

大地震等の発生時における行政機能の保持、早期回復をめざすため、本市の業務継続計画を策定・推進し、初動体制・応急体制の強化を図ります。					
87	<p>業務継続計画の策定・充実 所管：危機管理室 全局（室）区</p> <p>東日本大震災を受け、災害の規模のみならず災害の影響に重点を置いた見直しを行い、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>取組状況 (H23)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 行政機能の早期回復、保持を図るため、業務継続計画(全市版)を策定するとともに、区役所ごとの業務継続計画の策定を行いました。また、組織の変更等に伴い、業務継続計画の時点修正を行うとともに、業務継続計画に基づいた訓練の実施を検討し、本計画の検証を行い、本市における初動体制・応急体制の充実を図ることとしました。 環境局で災害対応業務の実施手順を定めており、消防局及び各消防署においても策定済みであり、大地震発生後の業務の保持、早期回復に備えています。また、区役所においても業務継続計画の策定及び随時改訂を行うほか、区本部における訓練や研修等を通じて初動体制・応急体制の充実を図っています。 </td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>業務継続計画を策定するとともに、各種訓練の実施結果等による検証を踏まえ、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。</td> </tr> </table>	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能の早期回復、保持を図るため、業務継続計画(全市版)を策定するとともに、区役所ごとの業務継続計画の策定を行いました。また、組織の変更等に伴い、業務継続計画の時点修正を行うとともに、業務継続計画に基づいた訓練の実施を検討し、本計画の検証を行い、本市における初動体制・応急体制の充実を図ることとしました。 環境局で災害対応業務の実施手順を定めており、消防局及び各消防署においても策定済みであり、大地震発生後の業務の保持、早期回復に備えています。また、区役所においても業務継続計画の策定及び随時改訂を行うほか、区本部における訓練や研修等を通じて初動体制・応急体制の充実を図っています。 	目標	業務継続計画を策定するとともに、各種訓練の実施結果等による検証を踏まえ、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能の早期回復、保持を図るため、業務継続計画(全市版)を策定するとともに、区役所ごとの業務継続計画の策定を行いました。また、組織の変更等に伴い、業務継続計画の時点修正を行うとともに、業務継続計画に基づいた訓練の実施を検討し、本計画の検証を行い、本市における初動体制・応急体制の充実を図ることとしました。 環境局で災害対応業務の実施手順を定めており、消防局及び各消防署においても策定済みであり、大地震発生後の業務の保持、早期回復に備えています。また、区役所においても業務継続計画の策定及び随時改訂を行うほか、区本部における訓練や研修等を通じて初動体制・応急体制の充実を図っています。 				
目標	業務継続計画を策定するとともに、各種訓練の実施結果等による検証を踏まえ、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。				
88	<p>図上訓練等による危機管理体制の強化 所管：危機管理室</p> <p>中央防災会議が公表した18タイプの想定地震等で想定される危機に対し、図上訓練等を実施し、危機管理体制の強化に努めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>取組状況 (H23)</td> <td>平成24年1月16日(月)に、九都県市相互応援協定に基づく九都県市広域防災プラン(震災編)の検証などのために、第6回九都県市合同防災訓練・図上訓練を行い、危機管理体制の強化に努めました。</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>九都県市合同の防災訓練・図上訓練等を通じて、危機管理体制の強化に努めます。</td> </tr> </table>	取組状況 (H23)	平成24年1月16日(月)に、九都県市相互応援協定に基づく九都県市広域防災プラン(震災編)の検証などのために、第6回九都県市合同防災訓練・図上訓練を行い、危機管理体制の強化に努めました。	目標	九都県市合同の防災訓練・図上訓練等を通じて、危機管理体制の強化に努めます。
取組状況 (H23)	平成24年1月16日(月)に、九都県市相互応援協定に基づく九都県市広域防災プラン(震災編)の検証などのために、第6回九都県市合同防災訓練・図上訓練を行い、危機管理体制の強化に努めました。				
目標	九都県市合同の防災訓練・図上訓練等を通じて、危機管理体制の強化に努めます。				
89	<p>初動対応の整備による危機管理体制の強化・充実 所管：危機管理室 各区役所</p> <p>大地震等の突発的な災害・危機事象発生に対する初動対応、災害対策本部設置等の迅速化を図るため、当直体制の見直し結果を検証し、引き続き全庁的な初動体制の強化を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>取組状況 (H23)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理室及び本庁勤務管理職による宿日直体制及び消防局OBの非常勤嘱託員2名の当直体制を実施し、災害時の初動体制の強化を図りました。また、勤務時間外の災害発生時においても、直ちに災害対策本部及び区本部体制を構築するため、市庁舎及び各区役所庁舎近隣に居住する職員を事前に指定することにより、災害発生時に速やかに参集し、災害に対処できる新たな初動体制を整備しました。あわせて、災害対策本部員である各局長や区本部長の区長については、代理者をあらかじめ定め、災害時に参集が困難となった場合に当該代理者が参集する体制を整備も行いました。 区役所において、区初動対応マニュアルの策定及び随時改訂を行い、また、初動対応職員研修を通じて初動体制の強化を図っているほか、より実働的体制づくりに向けて市地域防災計画の見直しや、区本部長をはじめとする本部要員による参集訓練や区職員による区本部災害対応研修、さらには区初動対応支援職員研修を実施し、初動体制の強化を図っています。 </td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確な対応を実施できるよう、訓練・研修等を実施し、初動体制の強化を図ります。</td> </tr> </table>	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理室及び本庁勤務管理職による宿日直体制及び消防局OBの非常勤嘱託員2名の当直体制を実施し、災害時の初動体制の強化を図りました。また、勤務時間外の災害発生時においても、直ちに災害対策本部及び区本部体制を構築するため、市庁舎及び各区役所庁舎近隣に居住する職員を事前に指定することにより、災害発生時に速やかに参集し、災害に対処できる新たな初動体制を整備しました。あわせて、災害対策本部員である各局長や区本部長の区長については、代理者をあらかじめ定め、災害時に参集が困難となった場合に当該代理者が参集する体制を整備も行いました。 区役所において、区初動対応マニュアルの策定及び随時改訂を行い、また、初動対応職員研修を通じて初動体制の強化を図っているほか、より実働的体制づくりに向けて市地域防災計画の見直しや、区本部長をはじめとする本部要員による参集訓練や区職員による区本部災害対応研修、さらには区初動対応支援職員研修を実施し、初動体制の強化を図っています。 	目標	災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確な対応を実施できるよう、訓練・研修等を実施し、初動体制の強化を図ります。
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理室及び本庁勤務管理職による宿日直体制及び消防局OBの非常勤嘱託員2名の当直体制を実施し、災害時の初動体制の強化を図りました。また、勤務時間外の災害発生時においても、直ちに災害対策本部及び区本部体制を構築するため、市庁舎及び各区役所庁舎近隣に居住する職員を事前に指定することにより、災害発生時に速やかに参集し、災害に対処できる新たな初動体制を整備しました。あわせて、災害対策本部員である各局長や区本部長の区長については、代理者をあらかじめ定め、災害時に参集が困難となった場合に当該代理者が参集する体制を整備も行いました。 区役所において、区初動対応マニュアルの策定及び随時改訂を行い、また、初動対応職員研修を通じて初動体制の強化を図っているほか、より実働的体制づくりに向けて市地域防災計画の見直しや、区本部長をはじめとする本部要員による参集訓練や区職員による区本部災害対応研修、さらには区初動対応支援職員研修を実施し、初動体制の強化を図っています。 				
目標	災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確な対応を実施できるよう、訓練・研修等を実施し、初動体制の強化を図ります。				

90	緊急地震速報の活用 関連施策：No.42, 70, 73】	所管：危機管理室
<p>気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。</p>		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年8月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置 ・平成 23 年10月から、市役所及び区役所において、庁舎内放送設備を利用した自動放送を開始 ・平成 24 年度中に、支所、出張所、図書館等において、庁舎内放送設備を利用した自動放送の開始を予定 ・市ホームページ及び「備える。かわさき」に緊急地震速報の案内を掲載 	
目 標	<p>市施設への導入に向け、優先度を踏まえた受信環境の整備方針を策定します。</p> <p>また、市ホームページなどの広報媒体を活用して、市民に緊急地震速報の有効性を広報し、活用を促進します。</p>	

《施策の効果》

- 迅速な初動（指揮）体制の構築
- 迅速な応急活動の実施

行動計画 23 情報収集処理・広報の強化・運用		
大地震等の発生時における情報収集及び提供体制を整備し、正確な情報に基づく、災害発生直後からの応急活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、より迅速で正確に多くの市民等に必要情報が伝わるような手段、手法を確立します。		
91	総合防災情報システムの運用	所管：危機管理室
総合防災情報システムの運用により、通報情報、対応状況、被害情報等の一元管理と共有により、的確な応急活動を実施します。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災情報システム及び関連システムを運用しています。 ・平成24年3月にJ-ALERTと連携し、受信した国民保護及び東海地震に関する情報を、総合防災情報システムからメール等の各種媒体へ自動配信を開始しました。 ・平成24年3月にエリアメール(NTTドコモ)と連携し、総合防災情報システムから緊急性の高い情報の自動配信を開始しました。 ・緊急速報メール(au、ソフトバンク)との連携、ツイッターとの連携、防災情報ポータルサイトのウェブアクセシビリティ対応及び交信状況を配信するRSS対応の実施を検討。 	
目 標	総合防災情報システム及び関連システムの安定的かつ円滑な運用を図ります。また、J-ALERTやエリアメールなどの他のシステム、外部の機関等とのデータ連携機能を強化します。	
92	災害情報カメラの整備・運用	所管：危機管理室
市内の災害状況を正確・迅速に把握し、情報の共有化と的確な応急活動の意思決定を支援するため、災害情報カメラの整備を行います。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年12月に、第3庁舎屋上カメラを更新しました。 ・井田病院屋上にカメラの新設を検討。 	
目 標	災害情報カメラの運用により、災害状況の迅速な把握に努めます。	
93	安否確認システムの運用	所管：危機管理室
大地震等の発生時に、相互に安否確認がとれない市民のために、総合防災情報システムの安否情報検索機能の利用について周知していきます。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報ポータルサイト(PC用及び携帯用)、メールニュースかわさき「防災気象情報」の案内チラシ及び「備える。かわさき」に、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の案内を掲載しています。 ・メールニュースかわさき「防災気象情報」のメール本文内に、防災情報ポータルサイト(携帯用)の災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の案内ページへのリンクを掲載しています。 	
目 標	市ホームページ、チラシ等で市民への広報を実施し、利用を促進します。	
94	防災情報ポータルサイトの運用	所管：危機管理室
市民が必要とする情報を適時に提供できるよう、総合防災情報システムの防災情報ポータルサイトにおいて、防災情報、気象情報、災害情報、啓発広報等を発信していきます。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報ポータルサイトを運用し、掲載している情報を適宜更新しています。 ・メールニュースかわさき「防災気象情報」の案内チラシ、「備える。かわさき」、市政だより特別号(平成24年3月11日発行)等に、防災情報ポータルサイトの案内を掲載しました。 ・防災情報ポータルサイトのウェブアクセシビリティ対応及び交信状況を配信するRSS対応の実施を検討。 	
目 標	市ホームページ、チラシ等で市民への広報を実施し、利用を促進します。	

95	災害時における広報の充実	所管：危機管理室 市民・こども局 関係局
<p>大地震等の発生時においては、市民に対して的確な情報提供が不可欠であり、平時から対応しておく必要があるため、本市が発表する様々な災害情報を、迅速かつ効果的に、より多くの市民等に伝わるよう手段の充実に努めます。また、外国人等に対して、多言語による広報体制が整うまでの間、「やさしい日本語」を基本とした広報が実施できるよう取り組んでいきます。</p>		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 7 月にエリアメール(NTTドコモ)を導入し、平成 24 年 3 月から自動配信を開始しました。 平成 24 年 3 月に国民保護及び東海地震に関する情報をメール等の各種媒体への自動配信を開始しました。 緊急速報メール(au、ソフトバンク)への緊急性の高い情報の自動配信、ツイッターへの自動配信、防災情報ポータルサイトの更新状況のRSS対応の実施を検討。 災害関連情報を速やかに広報できるよう、連絡体制や運用体制を再確認しました。 	
目 標	<p>地域防災計画に定められる広報の方法について、災害時に適切に広報できるよう充実を図ります。また、外国人等に対する発災時における広報として「やさしい日本語」が行えるよう、必要な体制の整備等を図ります。</p>	
96	区における災害時の情報収集、整理の充実・強化	所管：危機管理室 各区役所
<p>総合防災情報システムを活用する等迅速な情報収集、整理等ができるよう、訓練等を通じて検証し、所要の見直しを行います。</p>		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 区役所職員を対象として、総合防災情報システムの活用研修を毎年4回、電子黒板及び防災行政無線の活用研修を毎年7回実施しています。 平成 23 年 3 月に市災害対策本部及び区災害対策本部用の MCA 無線を導入しました。 平成 24 年 3 月に、区役所に移動系防災行政無線用のアンテナを増設しました。 各区役所の多重系防災行政無線電話の増設を検討。 川崎区や中原区では、川崎市総合防災情報システム研修会への積極的な参加等を通じて区本部内における災害発生後の情報収集、整理について備えるなど、区本部機能の充実・強化を図っています。また、多摩区においては区本部マニュアルの修正や区本部訓練を実施する中で、情報収集の在り方等について見直しを図るほか、情報収集・共有強化のため、麻生区では区内防災関係機関等との(仮称)ネットワーク協議会の構築を検討しています。 	
目 標	<p>区における災害発生後の情報収集、整理のあり方について、必要に応じて見直しを図り、区本部機能の充実・強化を図ります。</p>	
97	医療機関等との情報伝達体制の整備	所管：危機管理室 健康福祉局 病院局
<p>大地震等の発生時には、有線電話・携帯電話回線の輻輳が予想され、正確かつ迅速な情報伝達ができない可能性があるため、災害時医療拠点施設（6施設）に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備に向けて取り組んでいきます。 ※平成 19 年度に、市立病院（川崎・井田・多摩）へデジタル移動系防災行政無線を配備しました。（災害時医療拠点施設には、市立川崎病院、市立多摩病院が指定されています。）</p>		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に、日本医科大学武蔵小杉病院、帝京大学医学部附属溝口病院及び聖マリアンナ医科大学病院にデジタル移動系無線を設置しました。 関東労災病院にデジタル移動系無線の設置を検討。 	
目 標	<p>機器の設置が完了していない災害時医療拠点施設に対してデジタル移動系防災行政無線を配備し、情報伝達体制の強化を図ります。</p>	

98	同報系防災行政無線の再整備		所管：危機管理室
	避難所等に集まった市民に対し、災害情報などを迅速・確実に伝達するため、同報系防災行政無線のデジタル化・再整備を行います。		
	取組状況 (H23)	・平成 23 年度に、同報系防災行政無線デジタル化再整備に向けた基本設計を実施しました。	
	目 標	同報系防災行政無線のデジタル化・再整備に向けた設計を行うとともに、J-ALERTや各種情報通信システムとの連携を推進します。	
99	総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化		所管：危機管理室
	映像、データ等の伝達については、情報通信技術を活用した総合防災情報システムの利用に移行し、現行のデジタル移動系については、音声及びファックスの伝達に活用していきます。		
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災情報システムを防災気象情報、通報情報、対応情報、被害情報などのデータ伝送や災害情報カメラ、ヘリテレ等の映像情報の配信に活用しています。 ・デジタル移動系防災行政無線や多重系防災行政無線を音声及びFAXの伝達に活用しています。 ・平成 23 年度に市災害対策本部及び区災害対策本部にMCA無線を導入しました。 ・井田病院屋上の災害情報カメラの映像を総合防災情報システムでの配信を検討。 	
	目 標	区本部と各避難所との間で円滑な情報交換を行うため、総合防災情報システムは映像やデータ転送、デジタル移動系防災行政無線は音声及びファックスの伝達と、それぞれの役割を分担して活用します。	
100	防災行政無線の電波や音声の伝達状況の把握と改善		所管：危機管理室 市民・こども局
	<p>大地震等の発生時に重要な情報連絡手段である防災行政無線は、機器設置後の環境変化により電波伝搬状況が変化しており、電波や音声が届きにくい場所が生じているため、情報伝達代替手段として、電子メール、ホームページ、かわさきFM、t v k（テレビ神奈川）、ケーブルテレビ等を活用しており、さらに、新たな情報伝達手段として、エリアメール、防災ラジオ等の活用を検討します。</p> <p>また、次期デジタル移動系防災行政無線を導入する際には、電波伝搬調査を行い、適切なシステム選定や中継局の設置等を行います。</p>		
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール、市ホームページ、かわさきFM、tvk データ放送、ケーブルテレビデータ放送等を活用した情報伝達を実施しています。 ・平成 23 年に同報系防災行政無線デジタル化再整備の基本設計において、現行の屋外受信機の音達範囲調査を実施するとともに、スピーカーの出力向上等を検討しました。 ・平成 23 年7月にエリアメール(NTTドコモ)を導入し、平成 24 年3月から自動配信を開始しています。 ・平成 23 年8月に市立学校、保育園等の市施設へ緊急地震速報対応ラジオを配置しました。 ・緊急速報メール(au、ソフトバンク)への緊急性の高い情報の自動配信、ツイッターへの自動配信、防災情報ポータルサイトの更新状況を配信するRSS対応の実施を検討。 	
	目 標	電子メール、ホームページ、かわさきFM、t v k（テレビ神奈川）、ケーブルテレビ等を活用した情報伝達を継続するとともに、新たな情報伝達手段であるエリアメールを導入します。	

101	各種メディアの活用の推進	所管：危機管理室 市民・こども局
	平常時における防災啓発や、大地震等の発生時の即時的情報発信手段として、「かわさきFM」をはじめ、各種メディアの活用を推進していきます。	
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさきFMにおいて防災情報を放送します。 ・tvk及びケーブルテレビデータ放送による、協定に基づく情報配信を実施します。 ・レスキューナウにおいて、協定に基づく情報配信を実施します。 ・地域ポータルサイトにおいて、協定に基づく情報配信を実施します。 ・クリエイティブワークスと協定を締結し、デジタルサイネージでの情報配信の開始を検討。
目 標	ケーブルテレビや地域ポータルサイト等へのデータ連携の働きかけを行い、条件の整った機関と順次協定を締結するなど、各種メディアの活用を推進していきます。	
102	生活関連情報の収集体制及び提供体制の整備	所管：危機管理室 市民・こども局 関係局
	災害対策本部が収集した災害関連情報、あるいは災害時における行政窓口等の案内について、大地震等の発生から一定時間がたった後に市民が必要とする生活関連情報の収集とその情報提供体制を整備します。	
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において交通局が実施した、市バスの終夜運行に関する情報を配信しました。 ・市民・こども局では、災害関連情報を速やかに広報できるよう、連絡体制や運用体制を再確認しました。
目 標	市民が必要とする情報を選定し、各種情報を保有する関係局と連携した情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて、体制を強化していきます。	
103	社会福祉施設等災害時用無線機器の設置 【関連施策No.123】	所管：健康福祉局 各区役所
	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMC A業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。	
	目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度に特別養護老人ホーム 40 か所、養護老人ホーム 1 か所、介護老人保健施設 17 か所、障がい者支援施設 6 か所、地域包括支援センター 49 か所、健康福祉局及び区役所の計 125 台を設置します。 ・平成 25 年度はさらに特別養護老人ホーム 5 か所、介護老人保健施設 1 か所、障がい者支援施設 1 か所、基幹相談支援センター 7 か所に設置予定です。

《施策の効果》

- 情報空白期の解消
- 迅速な情報集約による初動期の混乱防止
- 的確な応急活動の指示と配分
- 正確な広報による市民生活の混乱防止と早期安定

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、災害時において市から発信される情報に注意し、流言等による混乱防止に努めてください。

☆市民・企業等は、正確な情報に基づく行動に努めてください。

行動計画 24 受援体制の整備		
<p>震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等との協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な連携による迅速な災害対策が求められます。これらの応援部隊等の受入体制の的確な整備を図り、復旧・復興の迅速化を図ります。</p>		
104	受援体制の整備	所管：危機管理室
	<p>地域防災計画で定めている災害時における警察、消防、自衛隊等の広域応援部隊の活動拠点について適切な配置を検討し、その確保を図ります。</p>	
	目 標	<p>地域防災計画で定めている警察、消防、自衛隊等の活動拠点について、関係機関や施設管理者等と連携しながら見直しについて検討します。</p>
105	救援物資（備蓄を含む）の輸送手段の確立 【No.155 再掲】	所管：危機管理室
	<p>東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。</p> <p>このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。</p>	
	目 標	<p>国、他都市等の取組や、過去の災害事例等を参考にしながら、トラック協会などの支援の具体化や既存の輸送協定の見直しに向けた調整を進めます。</p> <p>また、市内に物流拠点を有する物流企業等との連携に向けた検討を行い、円滑な物資輸送体制の構築に向けた取組を進め、訓練等を通じた検証を行いながら、輸送体制を強化していきます。</p>

《 施策の効果 》

- 的確な応急活動の指示と配分
- 正確な広報による市民生活の混乱防止と早期安定

施策の柱 Ⅹ 医療救護体制の整備

行動計画 25 医療救護体制の強化・運用		
<p>大地震等の発生時における多数の負傷者に対し、適切かつ必要な処置を行うための体制を強化します。</p> <p>また、多くの市民が応急手当法を習得することにより、軽傷者の手当て、症状悪化の防止などにより、救護所や医療機関の負担を軽減し、医療救護活動の適正運用を図ります。</p>		
106	応急手当方法等の普及・促進	所管：危機管理室 各区役所 消防局
<p>大地震等の発生時の応急救護に役立ち、かつ平常時においても活用できる「火傷の手当て、切り傷等の止血方法、骨折部位の固定方法、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法」など、市民等が応急手当方法を習得するための講習を推進していきます。また、負傷者の搬送方法や災害時における医療体制についても啓発していきます。</p>		
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 各消防署及び救急課において、普通救命講習、上級救命講習等を開催し、応急手当の普及啓発に努めています。 「ぼうさい出前講座」や防災イベント等において、防災活動を支援するための必要な知識、経験、技能を有する「川崎市防災インストラクター」を講師として応急手当に関する知識・技能指導等を行い、普及を促進していきます。 川崎区ではJFEスチール京浜赤十字奉仕団や日赤奉仕団等の協力のもと、自主防災訓練に応急手当講習を積極的に取り入れてもらっています。多摩区では日本赤十字と連携し多摩区で救急法救急員を養成する講座を開催しました。また自主防災組織の防災訓練時に消防署やボランティアに依頼と連携し広く普及促進しています。24年度も引き続き救急法救急員養成講座の開催と、自主防災組織の防災訓練時での普及促進に努めます。宮前区では自主防災組織の防災訓練において、応急手当の項目を紹介、麻生区では民生委員・児童委員が中心となっている赤十字奉仕団での実施の検討を進めています。
	目標	各種防災訓練や救命講習会等を通じて、大地震等の発生時における応急手当に関する技能の普及等をめざします。
107	医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係団体との医療救護に関する連携の強化	所管：健康福祉局 各区役所 消防局
<p>大地震等の発生時における時間経過による医療分野の需要と供給体制について、医療救護マニュアルに基づく訓練等を実施し、連携を強化します。</p> <p>また、健康福祉局・各区が設置する医療救護所での救護活動が的確に行われるよう、医師会等との協議を行い、トリアージ（傷病者重傷度緊急度判定）体制を強化します。</p>		
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動事業に対して補助金を交付しています。平成23年度に看護協会において災害時看護支援要綱を改訂しました。また、看護職の防災意識向上を図るため研修会を行いました。 災害時協定については、各団体との協定の内容を検証して、必要に応じて今後見直しを行います。 川崎区においては「川崎区危機管理地域協議会」、及び、それに付随した「医療・救急部会」を設置し、医療関係団体等との情報共有や訓練実施の検討などを通じた連携強化の検討。 幸区においては医療救護所ネットワーク会議の構築に向けて医師会他団体との協議をに向けた、情報交換や訓練を通じた各医療団体との連携体制の強化を検討。
	目標	訓練等による検証や情報交換を医療関係団体と継続的に行い、必要に応じて見直しを行うなど、医療救護体制やトリアージ体制の強化に努めます。また、災害医療情報の収集と共有体制の強化、医療機関などからの情報収集の推進、都市災害に備える体制の推進及び災害時医療救護体制の構築に関して検討を進めます。

108	救急車以外の負傷者等搬送体制の整備		所管：危機管理室 健康福祉局
	<p>大地震等の発生時には、災害現場から医療機関までの負傷者等搬送の人員・機材（車両）が不足することが予想されます。</p> <p>そこで、各機関の応援部隊（自衛隊・海上保安庁・警察・他都市等）が所有するヘリコプター等や民間救急車の効果的な運用、市公用車の活用（緊急通行車両事前届出制度の有効活用）などによる重篤患者及び透析患者の後方搬送体制の整備について具体化を図ります。</p>		
	取組状況 (H23)	<p>・救急車以外の負傷者搬送体制に関して、平成23年3月に関係団体との協定を締結しました。他の団体からの要請があれば、積極的に協定を締結していき、協定の内容検証も進めることとしました。</p>	
	目 標	<p>救急車以外の負傷者等搬送体制の整備をめざし、関係機関等と連携して具体的な対応策について協議を進めていきます。</p>	

《施策の効果》

- 救護活動の遅滞による人的被害の拡大防止
- 適正な医療配分

《市民・企業等との協働》

☆ 市民・企業等は、積極的に応急手当法を習得し、災害時においても応急処置や軽傷程度の手当てができるように努めてください。

施策の柱 X 避難対策の推進

行動計画 26 応急危険度判定体制の整備													
大地震等が発生した場合、多くの建物被害や宅地擁壁の被害が発生することが予想され、これらの継続使用可否を迅速に判断する必要があることから、危険度判定体制を整備・強化します。													
109	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">応急危険度判定体制の運用</td> <td>所管：まちづくり局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">民間の判定士の協力による民間建築物の応急危険度判定活動、及び行政の判定士による重要建築物及び公共建築物の応急危険度判定活動が行われるよう体制を整備していきます。</td> </tr> <tr> <td>取組状況 (H23)</td> <td colspan="2">・判定士のための訓練、講習会を実施し、危険度判定体制の整備に努めています。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td colspan="2">判定士のための訓練、講習会を継続して行い、応急危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持していきます。</td> </tr> </table>	応急危険度判定体制の運用		所管：まちづくり局	民間の判定士の協力による民間建築物の応急危険度判定活動、及び行政の判定士による重要建築物及び公共建築物の応急危険度判定活動が行われるよう体制を整備していきます。			取組状況 (H23)	・判定士のための訓練、講習会を実施し、危険度判定体制の整備に努めています。		目 標	判定士のための訓練、講習会を継続して行い、応急危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持していきます。	
応急危険度判定体制の運用		所管：まちづくり局											
民間の判定士の協力による民間建築物の応急危険度判定活動、及び行政の判定士による重要建築物及び公共建築物の応急危険度判定活動が行われるよう体制を整備していきます。													
取組状況 (H23)	・判定士のための訓練、講習会を実施し、危険度判定体制の整備に努めています。												
目 標	判定士のための訓練、講習会を継続して行い、応急危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持していきます。												
110	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">被災宅地危険度判定体制の整備</td> <td>所管：まちづくり局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定体制を整備します。</td> </tr> <tr> <td>取組状況 (H23)</td> <td colspan="2">・平成24年4月1日現在の川崎市の判定士は117人です。(OB 除く) ・被災宅地危険度判定活動が迅速かつ的確に行われるよう体制整備に取り組んでいます。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td colspan="2">被災宅地危険度判定士については、県が示した本市養成目標数である102名以上(OB 除く)の確保に努めます。</td> </tr> </table>	被災宅地危険度判定体制の整備		所管：まちづくり局	大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定体制を整備します。			取組状況 (H23)	・平成24年4月1日現在の川崎市の判定士は117人です。(OB 除く) ・被災宅地危険度判定活動が迅速かつ的確に行われるよう体制整備に取り組んでいます。		目 標	被災宅地危険度判定士については、県が示した本市養成目標数である102名以上(OB 除く)の確保に努めます。	
被災宅地危険度判定体制の整備		所管：まちづくり局											
大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定体制を整備します。													
取組状況 (H23)	・平成24年4月1日現在の川崎市の判定士は117人です。(OB 除く) ・被災宅地危険度判定活動が迅速かつ的確に行われるよう体制整備に取り組んでいます。												
目 標	被災宅地危険度判定士については、県が示した本市養成目標数である102名以上(OB 除く)の確保に努めます。												
<p>《施策の効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険度判定遅延による二次被害の防止 ○早期の市民生活安定 													

行動計画 27 空地・避難路の確保		
<p>大地震等の発生時に、生命に危険が及ぶ事態になった場合には、住民は速やかな避難行動を行う必要があります。</p> <p>避難者を安全かつ円滑に避難させ、さらに、迅速な応急活動を実施するため、空地、公園緑地等を確保し、一時避難場所や活動拠点として活用します。</p>		
111	民間再開発の誘導による公開空地の確保 【関連施策：No.27】	所管：まちづくり局
<p>工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に合わせて事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・東京機械の工場移転に伴い土地利用転換を適切に誘導するため、新丸子東3丁目南部地区計画の都市計画決定を行い、防災機能の向上に資する公開空地の確保等を行いました。また、小杉町2丁目地区及び武蔵中原駅北地区では、防災機能向上を図るための広場等の都市基盤整備を含めた地区計画の都市計画手続きを行っています。なお、拠点整備において、防災性の高い計画については、容積率割増の評価の対象とできるよう運用基準の策定を検討しています。</p>	
目 標	<p>民間再開発事業者等と協議・調整を進め、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成や公開空地の確保に努めます。</p>	
112	市民防災農地の確保	所管：経済労働局
<p>大地震等の発生時に市民の一時避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場等として利用し、市民の安全確保と円滑な復旧活動のため、農地を市民防災農地として登録します。</p>		
取組状況 (H23)	<p>毎年登録推進を行い、平成24年1月1日現在、486箇所、76.9haの市民防災農地を登録しています。</p>	
目 標	<p>市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上の水準を維持していきます。</p>	
113	公園緑地の整備推進【No.28 再掲】	所管：建設緑政局 危機管理室 総合企画局
<p>大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。</p>		
取組状況 (H23)	<p>●富士見公園 ・緑地・広場の確保に向けた取組や老朽化した市民利用施設等公共施設の更新・再整備(耐震工事)等について、実施計画に基づき関係局と調整を図りながら整備を推進しています。</p> <p>●生田緑地 ・「生田緑地ビジョン」に基づく広域的防災機能の充実に向けた取組の推進に向けて、関係局と調整を行いました。</p> <p>・3大公園に関しては、再整備の中で広域避難場所としての機能を高めています。また、身近な公園等に関しては、整備の際に緑化を推進しています。</p> <p>・徒歩帰宅者支援対策及び臨海部の公園の防災力向上対策の検討について調整を図っています。</p>	
目 標	<p>富士見公園、等々力緑地、生田緑地の3大公園に対し、災害時の広域避難場所としての機能を高めるとともに、広域避難場所に指定され、幹線道路に面した公園について、防災に配慮した公園施設の整備を行います。また、一時避難場所となる身近な公園の確保に努めるとともに、延焼防止などの観点から、整備の際に緑化を推進していきます。また、都市公園全体の防災機能のあり方について、検討委員会を立ち上げ、関係局と連携して計画を策定します。</p>	

114	緊急輸送路・緊急交通路についての市民への周知徹底 【No.35 再掲】		所管：建設緑政局
	神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識 33 基について、市民（道路利用者）への周知を図っていきます。		
	取組状況 (H23)	・緊急輸送路・緊急交通路については、市ホームページを活用して周知しています。	
	目 標	緊急輸送路・緊急交通路については、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知していきます。	
115	利用可能な空地等の実態把握と一元管理 【関連施策：No.125】		所管：危機管理室
	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。		
	取組状況 (H23)	公有地の空き地有効活用について検討しています。	
	目 標	公有地の現況を常に把握、管理し、効率的に活用できるよう努めます。	

《施策の効果》

- 迅速な応急作業の実施
- 安全な避難行動
- 衛生環境の保全
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 28 避難所等の施設の確保		
大地震等の発生時には、家屋の被害をはじめ、周辺の火災などにより、自宅からの避難が必要になることが想定されることから、多数の避難者を収容するための施設等を確保します。		
116	市立学校の耐震化【No.4 再掲】	所管：教育委員会
市立小中学校 164 校（533 棟）のうち、耐震診断の結果、耐震補強で十分な効果が得られると判断された 86 校（179 棟）については、既に工事を完了しています。 耐震補強だけでは十分な効果が得られないと判断された小中学校のうち 2 校、また、市立高等学校 1 校及び特別支援学校 1 校については、改築又は大規模改修の手法による耐震化を進めます。		
取組状況 (H23)	市立学校の耐震化率 平成 22 年 12 月現在→平成 24 年 4 月 1 日現在 ・小学校 95.1%（329 棟／346 棟）→99.4%（339 棟／341 棟） ・中学校 98.4%（187 棟／190 棟）→100%（192 棟／192 棟） ・高等学校 79.2%（19 棟／24 棟）→100%（21 棟／21 棟） ・特別支援学校 88.9%（8 棟／9 棟）→88.9%（8 棟／9 棟）	
目 標	天井材、照明やバスケットゴール等の非構造部材の耐震化を図ります。	
117	避難所の施設機能強化	所管：危機管理室 教育委員会 各区役所
大地震の発生に伴い、避難所においても通信網の遮断、停電、ガス供給の停止などのライフライン支障が起こる可能性があるため、避難所におけるバックアップ体制の整備を進めます。		
目 標	避難所における情報収集や安否確認等の連絡情報通信体制の整備や、災害発生時の避難所開設対応、プロパンガス等の複数熱源確保、停電時対応等、再生可能エネルギーの活用も含め避難所運営の強化を進めます。 また、避難場所の中心的な役割を担う学校体育館を総合的な防災機能を備えた施設として整備するための取組を推進します。	
118	災害用トイレの備蓄の推進【No.144 再掲】	所管：危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所
避難所、本市の活動拠点及び地域からの要請に応じた設置ができるよう備蓄を推進し、併せて市内に分散した保管場所の確保についても検討します。（平成 24 年 12 月末現在：3,303 基） また、収集が困難な状況に備えることや避難所の衛生面の強化のため、マンホールトイレの整備を検討します。		
目 標	事業者との協定に基づいたトイレの設置供給などによって、想定避難者数に応じた需要基数の備蓄を確保します。 また、トイレの保管場所についても、適宜拡充していきます。 さらに、帰宅困難者対策として有効的な避難所へ優先的にマンホールトイレの整備を行っていきます。	

119	水道施設の応急対策の推進【No.150 再掲】	所管：上下水道局
	<p>液状化により管路の被害が大きいと予想される地域に、既に設置されている貯水施設の位置関係を考慮して災害対策用貯水槽を設置します。</p> <p>また、地域防災拠点である全ての市立中学校に災害時応急給水拠点を設置します。</p> <p>各拠点の受け持つ地域の範囲は半径約 750m の円内にあります。応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。</p>	
	目 標	<p>耐震性貯水槽の整備は平成 24 年度までに全 31 基の設置を完了します。</p> <p>また、全市立中学校への応急給水拠点の整備は平成 25 年度までに完了します。</p> <p>平成 26 年度から配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。</p>
120	市立病院の耐震化【No.6 再掲】	所管：病院局
	<p>市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震（免震）構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、早急な対策を必要としています。</p> <p>このため、平成 21 年 8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しています。</p>	
	取組状況 (H23)	・平成 24 年 1 月に免震構造の井田病院新病棟の一部が完成しました。（全面完成は平成 26 年度予定）
	目 標	平成 26 年度の全面完成に向け、老朽化した市立井田病院の再編整備を行います。
121	社会福祉施設の耐震化【No.7 再掲】	所管：健康福祉局 市民・こども局
	<p>社会福祉施設である老人いこいの家（49 棟）は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。</p> <p>また、児童厚生施設であるこども文化センター（58 施設）は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施します。</p> <p>また、民間の社会福祉施設の耐震化についての検討も併せて進めます。</p>	
	取組状況 (H23)	<p>・野川老人いこいの家については、平成 23 年度に耐震補強工事を実施し、対応が完了しました。</p> <p>・また、浜町老人いこいの家については、平成 22 年度に行った耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、対応について調整を図っているところです。</p> <p>・耐震診断を行い、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。また、平成 22 年度に菅生こども文化センター、平成 23 年度に玉川こども文化センターについて、建替えを完了しています。日進町こども文化センターについては、平成 26 年 4 月オープンに向け、再編整備を行っています。</p> <p>・また、民間の社会福祉施設等の耐震化についても検討し、対応を進めています。</p>
	目 標	<p>浜町老人いこいの家については、平成 22 年度に行った耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したため、対応について調整を図っていきます。</p> <p>また、日進町こども文化センターの再整備を推進します。</p>

122	競輪場の耐震化【No.8 再掲】		所管：経済労働局
	広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。		
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所である川崎競輪場について、防災機能を拡充します。 ・川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。 ・再整備に伴い新改築する西側新施設及び新選手管理棟については、避難所のバックアップ機能として防災機能を確保します。 	
目 標	川崎競輪場再整備基本計画に基づき、コンパクト化を含めた再整備を推進します。既存メインスタンドについては、当初平成 27 年度末の耐震化完了を見込んでいましたが、東日本大震災の発生を受け、耐震完了時期を可能な限り早めます。		
123	社会福祉施設等災害時用無線機器の設置 【No.103 再掲】		所管：健康福祉局 各区役所
	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMC A 業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。		
	目 標	<p>平成 24 年度に特別養護老人ホーム 40 か所、養護老人ホーム 1 か所、介護老人保健施設 17 か所、障がい者支援施設 6 か所、地域包括支援センター 49 か所、健康福祉局及び区役所の計 125 台を設置します。</p> <p>平成 25 年度はさらに特別養護老人ホーム 5 か所、介護老人保健施設 1 か所、障がい者支援施設 1 か所、基幹相談支援センター 7 か所に予定です。</p>	
124	災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保【No.143 再掲】		所管：健康福祉局 各区役所
	<p>大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。</p> <p>また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。</p>		
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及びマニュアルの策定に取り組んでいます。 ・透析施設については川崎市医師会の夜間透析の委託医療機関、協力医療機関(21施設医療機関)について、緊急、災害時の対策の有無や緊急透析患者受入の有無等について、実態調査を実施しています。 ・区役所においても災害時要援護者避難支援制度に基づき支援体制を強化していくこととしました。 	
目 標	<p>大地震等の発生時の福祉施設と周辺地域住民の共助体制の強化をめざし、高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及び運営計画を策定、並びに地域における訓練への福祉施設の積極参加を促進していきます。</p> <p>また、市内透析施設に対し、災害時対策の実態調査を行うとともに、災害時には速やかな被害状況の把握に努め、外部機関との連携を強化し、透析患者や団体への支援情報の情報提供体制を整備します。</p>		
125	利用可能な空地等の実態把握と一元管理【No.115 再掲】		所管：危機管理室
	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。		
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地の空き地有効活用について検討しています。 	
目 標	公有地の現況を常に把握、管理し、効率的に活用できるよう努めます。		

126	避難所補完施設等の確保	所管：危機管理室
	市立学校等の避難所以外の補完施設の確保を目的として、補完施設となりうる施設等について調査・把握し、大地震等の発生時にも活用できるよう、関係機関（私立学校、大学、民間企業等）と調整していきます。	
取組状況 (H23)	・地震被害想定調査での避難者数を考慮し、市立学校等の避難所を補完する施設の確保を目的として、一時避難が可能となりうる施設等を調査・把握し、大地震発生の際に活用できるよう、関係機関（区役所・私立学校、大学、民間企業等）と調整し、一時避難場所の拡充を図ることとしました。	
目 標	<p>私立学校、大学、民間企業などの施設を活用できるよう、協定等の締結を推進するとともに、町内会館や公園の使用について関係団体等と協議し、補完施設等の確保に努めます。</p> <p>現在指定している風水害時の避難所補完施設を見直し、実態に合った指定になるよう検討を進めています。また、震災時においても避難所補完施設の指定が可能かどうかの検討を行っています。</p>	

《施策の効果》

- 避難者の負担軽減と避難所の環境保全
- 生活衛生環境の保全
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

行動計画 29 津波対策の推進		
<p>海域で地震が発生した場合、揺れによる被害のほか、津波の発生により広範囲にわたって甚大な被害をもたらす可能性があります。</p> <p>神奈川県が公表した最大クラスの津波の浸水予測図に基づく津波からの避難対策や、今後公表される発生頻度の高い津波に対する市街地への進入を防ぐための海岸保全施設の改良など、各種の津波対策を推進します。</p>		
127	津波避難計画の充実	所管：危機管理室 港湾局 区役所
<p>気象庁が津波警報を発表した場合の津波浸水予測地域への避難勧告又は避難指示の内容等を定める津波避難計画について、迅速に避難ができるよう、周知徹底するとともに、津波対策の進捗等を踏まえた見直し等、充実強化を図ります。</p>		
	取組状況 (H23)	・神奈川県が公表した津波浸水予測図等に基づき、津波避難施設の指定を行いました。
	目 標	津波警報が発表された場合の対応計画として津波避難計画を策定し、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会・自治会、婦人会、青年団等）、事業所等のそれぞれの場において周知するよう普及啓発を行います。
128	津波避難施設の指定	所管：危機管理室 港湾局 区役所
<p>津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない場所や高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する津波避難施設を指定します。</p>		
	目 標	津波被害が想定される地域を中心に、公的施設、民間施設を津波避難施設として指定し、避難場所の確保を行う。指定した施設が津波避難施設として容易に識別できるよう蓄光式標識を整備します。 また、地域で自主的に津波避難施設を確保できるように、地域と身近な津波避難施設の協定できるように啓発を図ります。
129	津波ハザードマップ等の作成	所管：危機管理室 港湾局 区役所
<p>防災教育、防災意識の啓発、防災を意識したまちづくり及び住民とのリスクコミュニケーションの推進を円滑に行うため、津波ハザードマップを作成する。また、津波警報等が発生した場合、現状の場所から避難場所へ避難を行うための津波情報看板を作成します。</p>		
	目 標	被害想定で示された津波浸水予測をもとに、適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報を掲載し、また、避難時に必要となる津波警報・津波情報の概要、心得・防災メモなどの付加情報を掲載したハザードマップを、平成24年度中に作成し、浸水が想定される地域の全戸に配布します。また、浸水情報、津波避難施設の位置など津波避難に必要な情報を掲載した看板の整備を進めます。

130	津波避難訓練等や防災教育の実施	所管：危機管理室 港湾局 区役所
	津波警報等が発せられた場合、避難行動、避難施設の開設、防御施設の操作等の錬度向上のため、津波避難訓練を行います。	
	目 標	情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るための訓練を実施します。
131	同報無線受信機の整備と情報伝達の強化【No.50 再掲】	所管：港湾局 関係局
	同報無線受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。	
	目 標	同報無線機のシステムの整備状況に合わせて受信機の整備を進めます。
132	海岸保全施設の改良	所管：港湾局
	今後公表される発生頻度の高い津波の予測を基に、市街地への津波進入に向けた海岸保全施設の改良を進めます。	
	目 標	海岸保全施設（陸閘）の改良を行い、陸閘閉鎖までの時間短縮を図ることで、高潮・津波から迅速に背後地を防護します。
133	川崎港海底トンネルの改修事業【No.39 再掲】	所管：港湾局
	東扇島で活動する企業の従業員や公園の利用者等について、災害時における川崎港海底トンネルの人道を活用した避難誘導のための整備を進めます。 また、災害時における海底トンネルの自家発電用の燃料を備蓄する保管庫を設置します。 さらに、津波が川崎港海底トンネル内に浸水することによる交通の遮断を回避するため、防潮設備等を整備します。 なお、現在、整備が進んでいる水江町から東扇島までの区間をつなぐ臨港道路について、緊急輸送道路としての指定を検討します。	
	目 標	東扇島に誘導看板を設置します。また、自家発電用燃料の保管庫を設置します。浸水を防ぐ防潮設備等の整備を進めます。

《施策の効果》

- ◆津波による人的被害の減少

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地震津波に対して適切な避難行動がとれるよう、津波に関する知識を向上するよう努めてください。
- ☆企業等は、事業所の安全対策、従業員の安全確保に努めてください。

行動計画 30 土砂災害避難対策等の推進

市中部から北部にかけては、丘陵の地形を残す地域が多く存在し、大雨等による土砂災害対策について検討する必要があります。

134	土砂災害警戒区域避難対策の推進	所管：まちづくり局 危機管理室
神奈川県が新たに指定する土砂災害警戒区域を含め、引き続き土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性を周知するとともに、避難対策を進めていきます。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度：高津区及び多摩区で土砂災害警戒区域指定 ・平成22年度：宮前区及び麻生区で土砂災害警戒区域指定 ・平成23年度：幸区及び中原区で土砂災害警戒区域指定 ・平成23年度：各区（川崎区除く）版土砂災害ハザードマップを作成し、配布しています。 ・大雨や台風などによる有事の際に円滑な避難を行うため、土砂災害警戒区域を地図上に示したものと、日ごろの備えや避難時の注意事項等の防災関連情報を掲載した土砂災害ハザードマップを警戒区域の対象となる市民に送付し、土砂災害に対する啓発を行いました。また、ハザードマップ配付に際しては、土砂災害に関する避難のフローチャート等も併せて同封し、土砂災害警戒区域の住民等に対して、土砂災害の危険性を周知するとともに、避難についても啓発を行っております。 <p>特に、土砂災害警戒区域内に所在する要援護者関連施設に対して、上記のほか、避難マニュアルの作成の手引き及びマニュアルのひな形を送付し、土砂災害への対策を進めています。</p>	
目 標	対象地域の住民等に対し、ハザードマップの周知を行います。	

《 施策の効果 》

- ◆土砂災害による人的被害の減少

《 市民・企業等との協働 》

- ☆市民・企業等は、土砂災害に対して適切な避難行動がとれるよう、日ごろから土砂災害ハザードマップを確認しておきましょう。
- ☆企業等は、事業所の安全対策、従業員の安全確保に努めてください。

行動計画 31 避難所運営体制の整備

自主防災組織や地域コミュニティ等が連携した、避難者に配慮した避難所の運営体制を確立します。

135	避難所運営会議の活動・促進	所管：各区役所 危機管理室
	各避難所に設置されている避難所運営会議に対し、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営に努めていきます。	
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・区と連携し、助成制度や避難所運営マニュアルの見直しを行い、各避難所に設置されている避難所運営会議が円滑に運営されるようにします。また、避難所運営会議に対し、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営が図れるよう努めています。 ・区では、全避難所において避難所運営会議が開催できるよう、説明会の実施するなどの活動促進を図っているほか、当該会議や開設訓練に区が積極的に参加するなど、組織の継続と会議や訓練の開催を支援しています。
	目 標	全ての避難所において年1回以上の避難所運営会議の開催をめざし、活動の促進を図ります。また、避難所の円滑な運営に向けて、避難所に参集する職員（地域要員）との連携を図ります。
136	避難所運営マニュアルの充実・強化	所管：各区役所 危機管理室
	避難所運営マニュアルの検証及び見直しを実施し、大地震等の発生時における避難所の運営の安定化を図ります。	
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・各区と連携し、避難所運営マニュアルの検証及び見直しに向けて、各避難所に設置されている避難所運営会議が円滑に運営されるようにします。また、各避難所運営会議独自のマニュアルの作成促進を図っています。 ・各区において、避難所運営会議で避難所運営マニュアルの検証及び見直しを行い、避難所独自のマニュアルが作成されるよう取り組んでいます。
	目 標	現行マニュアルの検証及び検証結果に基づく見直しや運営会議独自のマニュアルの作成を促進します。

《施策の効果》

- 避難所の環境保全
- 避難者の負担軽減

《市民・企業等との協働》

- ☆市民は、避難所の運営が被災者も含めた地域住民主体で行われるよう努めてください。
- ☆市民は、避難所におけるルール作りを早急に行い、秩序の保持に努めてください。

行動計画 32 帰宅困難者対策の推進		
<p>首都圏で発生する大地震等では、交通機関の停止による混乱のほか、多数の帰宅困難者の発生が懸念されており、一斉に徒歩帰宅を行うと、道路等の通行支障を来すばかりでなく、思わぬ二次被害を招く恐れがあることから、企業等の協力を得て、広域的な帰宅困難者対策を推進していきます。</p>		
137	帰宅困難者発生の抑制	所管：危機管理室
	<p>九都県市及び四県市で実施する帰宅困難者対策を推進するとともに、「むやみに移動を開始しない」運動の普及や対策について推進していきます。</p> <p>また、関係機関と連携して帰宅困難者支援体制の整備に努めていくとともに、訓練を通じて関係機関との連携を強化していきます。</p> <p>※九都県市では、徒歩帰宅者に対する水道水やトイレの提供等を行う「災害時帰宅支援ステーション」として、コンビニエンスストアやファーストフード店などの事業者（平成22年12月末現在18事業者）と協定を締結しています。また、四県市でも同じくガソリンスタンド（神奈川県石油業協同組合）及び神奈川県内の自動車販売店と協定を締結しています。</p>	
	取組状況 (H23)	九都県市で連携して災害時帰宅支援ステーションの確保拡大等に努めています。
	目 標	災害発生時における一斉帰宅行動抑制の協力等、市内企業との取組を強化するほか、九都県市及び四県市連携による対策を推進します。
138	安否確認方法の周知	所管：各区役所 教育委員会 危機管理室
	<p>大地震発生時の家族の安否確認方法として、災害用伝言サービスの利用を周知します。また、在園、在校中の園児や児童、生徒の安否情報の提供方法について検討します。</p>	
	目 標	災害用伝言サービスの利用について、市ホームページやパンフレット等により市民や市内企業に対して啓発を行います。また、学校等における子どもの保護に伴う安否情報の提供方法について、関係者と検討を進めます。
139	主要駅対策の推進	所管：各区役所 危機管理室
	<p>主要駅における駅前滞留者による混乱の抑制を図るため、一時滞在施設の確保を進めるとともに、区役所、駅、警察、その他関係者による協議の場を設置し、地域における災害時の行動ルール等の作成を進め、駅周辺の関係者が連携した帰宅困難者等の対策を推進します。</p>	
	目 標	主要駅を中心に一時滞在施設の確保の拡大を進めるとともに、飲料水や防寒シート等の備蓄、及び駅、区役所、一時滞在施設の情報伝達体制の整備を進めます。また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会等での開催を通じ、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制に向けたソフト面及びハード面での帰宅困難者等対策の検討を進めます。
140	徒歩帰宅者支援	所管：各区役所 危機管理室 建設緑政局 教育委員会
	<p>九都県市共同による災害時帰宅支援ステーションの確保に合わせて、主要幹線道路沿道の施設における支援体制の充実を検討し、混乱の防止を図ります。</p>	
	目 標	主要幹線道路沿いの広域避難場所や高津、宮前、多摩及び麻生区における幹線道路沿道の避難所を徒歩帰宅者の支援場所としても活用できるよう、支援体制の整備を進めます。

141	臨海部孤立化対策	所管：危機管理室 港湾局
川崎臨海部と接続する橋りょう等の通行止めにより孤立化した拠り所のない帰宅困難者の支援体制を検討します。		
目 標	川崎臨海部地域について一時滞在施設の確保や代替輸送手段の検討を進めます。	

《施策の効果》

- 災害初期における混乱の防止
- 段階的かつ適時の帰宅支援

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、地震情報や交通情報などについて、正確な情報の入手に努めてください。
- ☆市民・企業等は、交通が停止した場合においても、むやみに移動を開始しないよう努めてください。
- ☆市民・企業等は、日頃から家族や従業員との連絡方法を定め、安否確認が速やかに行えるよう努めてください。

施策の柱 X I 災害時要援護者対策の推進

行動計画 33 災害時要援護者対策の推進		
災害時要援護者の対応には行政のみならず、地域や関係団体の協力が不可欠であることから、共助体制を構築するとともに、避難施設のあり方、避難支援対策等を推進します。		
142	災害時要援護者避難支援制度の充実	所管：健康福祉局 危機管理室 各区役所
大地震等の発生時において、支援が必要な方からの登録の促進と、町内会・自治会、自主防災組織等の支援組織における支援体制の充実に努めます。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を踏まえ、支援組織に対し東日本大震災の対応やその他制度への取組状況などについてアンケート調査を実施し、課題の抽出を行いました。また、それらの課題解決に向けて自主防災組織から支援体制充実に向けた意見聴取などを行うとともに、庁内検討会議を開催し課題解決に向けた検討を進めています。 ・新たに要援護者となる可能性のある方への制度周知を進め、登録の促進を図っています。 ・区では、自主防災組織の訓練等における災害時要援護者を想定した訓練の実施を促進することで支援体制の強化を図っています。また、町内会に対して要援護者支援のための情報提供を行っています。 	
目 標	新たに要援護者となる可能性のある方への制度周知を図るほか、支援組織による主体的な訓練等を通じて、支援体制のより一層の充実化を図ります。また、支援者が具体的な支援方法等についてより理解を深めていただくために、「支援ガイド」の改訂や概要版等を作成し、各支援者に配布していきます。	
143	災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保 【関係施策：No.124】	所管：健康福祉局 各区役所
大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。 また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。		
取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及びマニュアルの策定に取り組んでいます。 ・透析施設については川崎市医師会の夜間透析の委託医療機関、協力医療機関(21施設医療機関)について、緊急、災害時の対策の有無や緊急透析患者受入の有無等について、実態調査を実施しています。 ・区役所においても災害時要援護者避難支援制度に基づき支援体制を強化していきます。 	
目 標	大地震等の発生時の福祉施設と周辺地域住民の共助体制の強化をめざし、高齢者及び障害者をはじめとした災害時要援護者用の二次避難所協定施設の拡大及び運営計画を策定、並びに地域における訓練への福祉施設の積極参加を促進していきます。 また、市内透析施設に対し、災害時対策の実態調査を行うとともに、災害時には速やかな被害状況の把握に努め、外部機関との連携を強化し、透析患者や団体への支援情報の情報提供体制を整備します。	

《施策の効果》

- 災害時要援護者支援の充実
- 避難による災害時要援護者の負担の軽減

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、災害時要援護者に最大限配慮した支援体制を構築してください。

施策の柱 X II 生活安定対策の推進

行動計画 34 生活環境の確保		
<p>上下水道の機能支障、また大量の廃棄物による生活衛生環境の悪化を、災害初期から低減するとともに、早期からの住居の確保、メンタルヘルスケアにより、被災者の肉体的・精神的な負担軽減を図ります。</p>		
144	<p>災害用トイレの備蓄の推進【No. 118 再掲】</p>	<p>所管：危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所</p>
<p>避難所、本市の活動拠点及び地域からの要請に応じた設置ができるよう備蓄を推進し、併せて市内に分散した保管場所の確保についても検討します。（平成 24 年 12 月末現在：3,303 基）</p> <p>また、収集が困難な状況に備えることや避難所の衛生面の強化のため、マンホールトイレの整備を検討します。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・避難所となる小・中学校等に災害用トイレの備蓄を進めている。 *平成 22 年 12 月末現在:2,744 基→平成 24 年 12 月末現在:3,303 基</p>	
目 標	<p>事業者との協定に基づいたトイレの設置供給などによって、想定避難者数に応じた需要基数の備蓄を確保します。</p> <p>また、トイレの保管場所についても、適宜拡充していきます。</p> <p>さらに、帰宅困難者対策として有効的な避難所へ優先的にマンホールトイレの整備を行っていきます。</p>	
145	<p>ごみ・し尿の収集処理体制の確立【No.158 再掲】</p>	<p>所管：環境局</p>
<p>大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・地震被害想定の見直しに合わせて、災害時の収集計画を検討。</p>	
目 標	<p>川崎市災害廃棄物等処理計画^(*)等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。</p>	
146	<p>応急仮設住宅の建設に係る訓練等の実施</p>	<p>所管：まちづくり局</p>
<p>災害救助法に規定される大地震等の発生時に、「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、県や（社）プレハブ建築協会などの関係機関との協力体制の下で、応急仮設住宅を建設します。</p>		
取組状況 (H23)	<p>・関係部局と連携をとり応急仮設住宅建設可能地を見直しています。 ・また、県公推協の講習会に参加し、東日本大震災の支援に派遣された県職員から実情及び問題の提起があり、意見交換を行いました。</p>	
目 標	<p>応急仮設住宅の建設可能地データベースを随時更新するとともに、訓練等により、継続的に協定に基づく体制の検証を実施します。</p>	

147	災害時における住宅等（長期避難施設等）の確保	所管：危機管理室 まちづくり局
	大地震等の発生時における、長期避難施設等としての住宅などを確保・供給するため、市営住宅の空室やホテル等の宿泊施設、空き不動産などについて、企業等の協力のもと確保していきます。	
	取組状況 (H23)	・東日本大震災において応急仮設住宅として市営空家住宅を50戸提供しました。
	目 標	ホテル・旅館や空き不動産等の活用に向け、順次協定を締結していくほか、市営住宅の空室を活用できる体制（市営住宅の建替えなど）を構築します。
148	災害時におけるメンタルヘルスケア体制の構築	所管：健康福祉局
	大地震等の発生直後の精神的ストレス、心的外傷後ストレス障害（PTSD(**)）等の精神的疾患を負った傷病者に対し、中長期的な視点でこころのケアを行うために、市外各地から派遣が想定されるこころのケアチームの調整や、地域の精神保健関係機関との連携確保を含めたメンタルヘルスケア体制を構築します。	
	取組状況 (H23)	・東日本大震災を受け、現地にメンタルヘルスケアを目的とした職員を多数派遣し、実戦経験を多く積みました。その経験を生かし、関係職員や関係機関向けの研修等を実施する等、人員体制整備にむけた取り組みを実施しています。
	目 標	国が実施するPTSD対策専門研修へ職員を毎年派遣すると共に、各種計画やマニュアルの検証を行い、メンタルヘルスケア体制を構築します。

(*)川崎市地域防災計画（震災対策編）を参照

(**)PTSDとは、危うく死ぬ又は重症を負うような出来事の後起こる、心に加えられた衝撃的な傷が元となる、様々なストレス障害を引き起こす疾患のことです。

《施策の効果》

- 早期の生活再建の支援
- 生活衛生環境の保全
- 心のケアによる精神的負担の軽減

《市民・企業等との協働》

- ☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。
- ☆市民・企業等は、災害時においても、日常と同じくルールへの遵守に努め、生活環境の悪化防止に努めてください。
- ☆市民は、避難生活（共同生活）による精神的な負担を軽減するため、避難所におけるルールを相互に理解し、遵守するよう努めてください。

行動計画 35 飲料水・食料等の確保		
大地震等の発生時においても、生命の維持に欠かせない飲料水、食料を確保し、早期の生活安定を図ります。		
149	応急給水活動の充実	所管：上下水道局
	<p>応急給水活動を円滑に行うために、市民参加による給水訓練を通じて課題を抽出し、給水拠点の安定的な運営方法を構築します。</p>	
	取組状況 (H23)	・応急給水訓練への参加を促進するためにPR活動を行い、平成23年度については26回の訓練を実施し、災害時の円滑な応急給水活動の実施に向けた取組を推進しています。
	目 標	応急給水拠点設置後の市民参加を視野に入れた運営方法について検証し、これを実行するための訓練メニューを取り入れていきます。
150	水道施設の応急対策の推進 【関連施策：No.119】	所管：上下水道局
	<p>液状化により管路の被害が大きいと予想される地域に、既に設置されている貯水施設の位置関係を考慮して災害対策用貯水槽を設置します。</p> <p>また、地域防災拠点である全ての市立中学校に災害時応急給水拠点を設置します。</p> <p>各拠点の受け持つ地域の範囲は半径約 750m の円内にあります。応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。</p>	
	取組状況 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化により管路の被害が大きいと予想される地域に、既に設置されている貯水施設の位置関係を考慮して災害対策用貯水槽を設置します。 ・また、地域防災拠点である全ての市立中学校に災害時応急給水拠点を設置します。 <p>※平成 23 年度末現在、災害対策用貯水槽及び貯留管による貯水施設は 30 箇所、貯水施設を含む応急給水拠点は 128 箇所です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、各拠点の受け持つ地域の範囲は半径約 750m の円内にあります。 ・応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。
	目 標	<p>耐震性貯水槽の整備は平成 24 年度までに全 31 基の設置を完了します。</p> <p>また、全市立中学校への応急給水拠点の整備は平成 25 年度までに完了します。</p> <p>平成 26 年度から配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小学校（避難所）などへ、開設不要な応急給水拠点の整備を推進します。</p>
151	備蓄機能の強化・推進	所管：危機管理室
	<p>大地震等の発生初期への対応用として、食料や生活物資の備蓄をしていますが、応援協定の実効性や、企業との連携、自助による備蓄の状況などを踏まえ、現行の公的備蓄を見直し、新たな備蓄計画を定め、推進していきます。</p> <p>また、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用方策について検討を進めます。</p>	
	取組状況 (H23)	・備蓄計画に基づき、大地震等の発生初期への対応用として、食料や生活物資を備蓄していますが、東日本大震災を受け、現在、備蓄計画の見直しを行っています。また、各避難所に物資を備蓄できるように、関係局と調整しながら備蓄倉庫の拡充を進めています。また、関係局と調整しながら再生可能エネルギーなどの活用を検討していきます。
	目 標	新たな備蓄計画に基づき、備蓄を推進していきます。

152	食料（米穀）の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されることから、川崎米穀商事業協同組合との「災害時における応急用米穀の供給協力に関する協定」の実効性を確保し、安定した米穀の確保を図ります。	
	取組状況 (H23)	・定期的に情報交換を行い、協定の実効性確保に努めています。
	目 標	定期的に情報交換を行うほか、訓練等を通じて、協定の実効性を確保します。
153	生鮮食料品の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されるため、生鮮食料品の調達が困難になります。 そのため、南部・北部の卸売市場内の事業者及び全国中央卸売市場協会関東支部及び各加盟都市の協力を得て、安定した物資の確保を図ります。	
	取組状況 (H23)	・協定に加盟している各市場で災害時における連絡担当部署、担当者を随時確認・更新を行って、協力連絡体制を維持しています。
	目 標	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協力体制を維持していきます。
154	食料等生活必需物資の確保	所管：経済労働局
	大地震等の発生時における市民生活の早期安定のため、生活必需物資を本市に対して供給及び運搬されるよう、市内のスーパー、生協等との協定内容の検証及び充実を図ります。	
	取組状況 (H23)	・協定に基づき供給体制の確認や情報伝達訓練を実施しています。新たに大手コンビニ 3 社・牛乳流通改善協会と協定を締結しました。(コンビニは物資(食料品・飲料水・日用品)の有償供給(ローソン・ファミリーマート・サークルK)。牛乳流通改善協会は、牛乳の他お茶やジュースなどの無償供給)
	目 標	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協定の実効性を維持していきます。
155	救援物資（備蓄を含む）の輸送体制の確立 【関連施策：No.105】	所管：危機管理室
	東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。 このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。	
	取組状況 (H23)	地震被害想定調査の結果から、救援物資の搬送手段・経路を検討。
	目 標	国、他都市等の取組や、過去の災害事例等を参考にしながら、トラック協会などの支援の具体化や既存の輸送協定の見直しに向けた調整を進めます。 また、市内に物流拠点を有する物流企業等との連携に向けた検討を行い、円滑な物資輸送体制の構築に向けた取組を進め、訓練等を通じた検証を行いながら、輸送体制を強化していきます。

《 施策の効果 》

- 早期の市民生活安定

《 市民・企業等との協働 》

- ☆市民・企業等は、上下水道の支障に備え、飲料水（1人当たり1日3ℓを3日分以上）、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。
- ☆市民・企業等は、3日分以上の食料の備蓄に努めてください。

行動計画 36 遺体取扱の体制確立

大地震等の発生時には、死者数が市葬祭場の処理能力を超える可能性があり、多数の遺体に速やかに対応できるよう、関係機関等（警察、医師会、歯科医師会、葬祭業者等）との協力体制を強化します。

156	遺体安置所の運営体制の強化	所管：危機管理室 健康福祉局 各区役所
	遺体安置所の運営方法については、現在、地域防災計画中に骨子が記述されているが、大地震等の発生時には混乱することが予想されるため、地域防災計画や神奈川県警の多数遺体取扱要領に準拠した、川崎市遺体安置所運営マニュアルを策定します。	
	取組状況 (H23)	・訓練を通じて運営体制の検証を行い、運営体制強化に取り組んでいます。 ・平成 23 年度の総合防災訓練においては、多摩スポーツセンター内で遺体安置所運営訓練を行いました。
	目 標	継続的に訓練等を通じた検証を行い、体制を構築していきます。
157	火葬計画の策定	所管：健康福祉局
	大地震等の発生時に、市斎苑（南部・北部）の火葬体制及び処理能力を超えた遺体が発生した場合の対応について、具体的な火葬計画を策定します。	
	取組状況 (H23)	県が実施した広域火葬必要時の通信訓練に参加するなど、神奈川県広域火葬計画に則った火葬計画のあり方について検証を行いました。
	目 標	大地震等の発生時に対応可能な火葬計画を策定します。

《施策の効果》

- 被災者の精神的負担の軽減
- 生活衛生環境の保全

行動計画 37 廃棄物処理体制の確立

大地震等の発生時には、建物の倒壊・損壊や、火災の発生等により、大量の廃棄物が発生することが予想されます。

また、災害用トイレ等の設置により、通常は下水道で処理されるべきし尿も、一般廃棄物と同様に大量に排出されます。

衛生環境の保全のためにも、これらの廃棄物を、適時・適正に処理する体制を構築します。

158	ごみ・し尿の収集処理体制の確立 【関連施策：No.145】	所管：環境局
	大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。	
	取組状況 (H23)	・地震被害想定の見直しに合わせて、災害時の収集計画を検討。
	目 標	川崎市災害廃棄物等処理計画等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。
159	瓦礫等の災害廃棄物収集処理体制の確立	所管：環境局
	大地震等の発生時に、建造物の損壊により発生する瓦礫等について、再使用・再資源化も考慮した仮保管場所を検討するとともに、迅速かつ適正な収集処理体制の確立を構築します。	
	取組状況 (H23)	・地震被害想定の見直しに合わせて、災害時の収集計画を検討。
	目 標	川崎市災害廃棄物等処理計画等の見直しを適宜行い、市の事業として処理する瓦礫等災害廃棄物の迅速かつ適正な収集処理体制をめざします。

《施策の効果》

- 生活衛生環境の保全
- 道路閉塞・交通障害の防止
- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、可能な限り、ごみの減量化に努めてください。

施策の柱 XⅢ 都市の復興

行動計画 38 復興に向けた取組の推進					
<p>大地震等の発生により甚大な被害が発生した場合、早期の生活再建・生活安定に向けて、震災からの復興を効率的かつ計画的に行うため、あらかじめその備えをしておくことが必要です。</p> <p>そのため、復興組織の体制づくりや、復興計画を策定するためのマニュアルを整備、具体化することにより、復興に向けた準備を進めていきます。</p>					
160	<p>震災復旧・復興体制の整備・運用 所管：危機管理室</p> <p>復旧・復興本部体制と設置根拠、復興基本方針など事前に検討する体制の整備を行います。</p> <p>また、大地震等の発生直後の混乱期に、できる限り早期に適切な復旧・復興対策が実施できるよう、復旧・復興のための手順・手法・被害調査の方法などを整理し、マニュアル化します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">取組状況 (H23)</td> <td>・東日本大震災等による他の自治体等における復旧・復興への取組み状況の把握に努めました。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>復興本部のあり方を定め、その業務内容、体制を明確化するとともに、図上訓練などの機会を捉え、復興本部運営訓練を併せて行います。 また、都市復興の一翼を担う防災都市計画を策定し、建築制限を伴う都市計画決定等の手順を確立するとともに、関係職員の習熟にも継続的に取り組みます。</td> </tr> </table>	取組状況 (H23)	・東日本大震災等による他の自治体等における復旧・復興への取組み状況の把握に努めました。	目 標	復興本部のあり方を定め、その業務内容、体制を明確化するとともに、図上訓練などの機会を捉え、復興本部運営訓練を併せて行います。 また、都市復興の一翼を担う防災都市計画を策定し、建築制限を伴う都市計画決定等の手順を確立するとともに、関係職員の習熟にも継続的に取り組みます。
取組状況 (H23)	・東日本大震災等による他の自治体等における復旧・復興への取組み状況の把握に努めました。				
目 標	復興本部のあり方を定め、その業務内容、体制を明確化するとともに、図上訓練などの機会を捉え、復興本部運営訓練を併せて行います。 また、都市復興の一翼を担う防災都市計画を策定し、建築制限を伴う都市計画決定等の手順を確立するとともに、関係職員の習熟にも継続的に取り組みます。				
161	<p>復興課題の把握と復興施策の検討 所管：まちづくり局 危機管理室 関係局</p> <p>大地震等の発生による大規模な災害から迅速かつ適切に都市復興計画を策定するため、被災者の早期の生活再建を念頭に置きながら、事前に復興課題の検討に着手するとともに、都市計画的な復興施策等の確立に努めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">取組状況 (H23)</td> <td>・被災後の市街地復興に向けた事前準備として、復興まちづくりマニュアル(案)及び復興まちづくりモデルスタディ(案)を作成した。さらに、都市計画分野等における予防施策である防災まちづくり計画(案)作成に取り組むとともに、これらをまとめた防災都市計画(素案)の検討を学識経験者からの意見聴取を経ながら行っており、今般の地震防災戦略の見直し案への反映を目指します。</td> </tr> <tr> <td>目 標</td> <td>被災後の混乱時に適切な都市復興計画を迅速に策定が可能となるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や復興計画策定訓練等に取り組みます。</td> </tr> </table>	取組状況 (H23)	・被災後の市街地復興に向けた事前準備として、復興まちづくりマニュアル(案)及び復興まちづくりモデルスタディ(案)を作成した。さらに、都市計画分野等における予防施策である防災まちづくり計画(案)作成に取り組むとともに、これらをまとめた防災都市計画(素案)の検討を学識経験者からの意見聴取を経ながら行っており、今般の地震防災戦略の見直し案への反映を目指します。	目 標	被災後の混乱時に適切な都市復興計画を迅速に策定が可能となるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や復興計画策定訓練等に取り組みます。
取組状況 (H23)	・被災後の市街地復興に向けた事前準備として、復興まちづくりマニュアル(案)及び復興まちづくりモデルスタディ(案)を作成した。さらに、都市計画分野等における予防施策である防災まちづくり計画(案)作成に取り組むとともに、これらをまとめた防災都市計画(素案)の検討を学識経験者からの意見聴取を経ながら行っており、今般の地震防災戦略の見直し案への反映を目指します。				
目 標	被災後の混乱時に適切な都市復興計画を迅速に策定が可能となるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や復興計画策定訓練等に取り組みます。				

《施策の効果》

- 早期の市民生活安定
- 早期の都市（経済）復興

《市民・企業等との協働》

☆市民・企業等は、可能な限り、早期の都市復興への協力を努めてください。

(平成25年4月23日 25川総危第129号 市長決裁)

川崎市地震防災戦略
防災協働社会の形成と減災をめざして

(平成25年4月改定)

【川崎市総務局危機管理室】

川崎市ホームページでも川崎市地震防災戦略の内容を掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-1-0-0-0-0-0.html>